

平成28年第5回 飯塚市議会会議録第5号

平成28年12月13日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第12日 12月13日（火曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第125号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)
(総務委員会)
- 2 議案第126号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(厚生委員会)
- 3 議案第127号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
(厚生委員会)
- 4 議案第128号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(厚生委員会)
- 5 議案第129号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 6 議案第130号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)
(経済建設委員会)
- 7 議案第131号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
(経済建設委員会)
- 8 議案第132号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 9 議案第133号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
(市民文教委員会)
- 10 議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
(市民文教委員会)
- 11 議案第135号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 12 議案第136号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 13 議案第137号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)
(経済建設委員会)
- 14 議案第138号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 15 議案第139号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 16 議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例
(市民文教委員会)
- 17 議案第141号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正す

- る条例
(厚生委員会)
- 18 議案第 1 4 2 号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 19 議案第 1 4 3 号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 20 議案第 1 4 4 号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
(厚生委員会)
- 21 議案第 1 4 5 号 飯塚市公営企業の設置等に関する条例
(経済建設委員会)
- 22 議案第 1 4 6 号 飯塚市病院事業条例
(厚生委員会)
- 23 議案第 1 4 8 号 契約の締結(若菜児童館建設工事)
(厚生委員会)
- 24 議案第 1 4 9 号 財産の譲渡(幸袋こども園舎)
(厚生委員会)
- 25 議案第 1 5 0 号 財産の譲渡(幸袋西町集会所建物)
(総務委員会)
- 26 議案第 1 5 1 号 訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)
(市民文教委員会)
- 27 議案第 1 5 2 号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権確認請求)
(市民文教委員会)
- 28 議案第 1 5 3 号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)
(市民文教委員会)
- 29 議案第 1 5 4 号 訴えの提起(伊岐須小学校敷の所有権移転登記手続請求)
(市民文教委員会)
- 30 議案第 1 5 5 号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)
(市民文教委員会)
- 31 議案第 1 5 6 号 訴えの提起(二瀬中学校敷の所有権移転登記手続請求)
(市民文教委員会)
- 32 議案第 1 5 7 号 訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)
(市民文教委員会)
- 33 議案第 1 5 8 号 市道路線の認定
(経済建設委員会)
- 34 議案第 1 5 9 号 専決処分の承認(平成 2 8 年度飯塚市一般会計補正予算(第 5 号))
(総務委員会)

第 3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第 1 6 0 号 平成 2 8 年度飯塚市一般会計補正予算(第 7 号)
(総務委員会)
- 2 議案第 1 6 1 号 平成 2 8 年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
(総務委員会)
- 3 議案第 1 6 2 号 平成 2 8 年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
(総務委員会)
- 4 議案第 1 6 3 号 平成 2 8 年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

- (総務委員会)
- 5 議案第164号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
(総務委員会)
- 6 議案第165号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 7 議案第166号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 8 議案第167号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 9 議案第168号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 10 議案第169号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 11 議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 12 議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 13 議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 14 議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(市民文教委員会)

第4 請願の委員会付託

- 1 請願第 9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願
(市民文教委員会)
- 2 請願第 10号 「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願
(総務委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。12番 田中裕二議員に発言を許します。12番 田中裕二議員。

○12番(田中裕二)

質問通告に従いまして、一般質問をいたします。今回は、スクールバスについて質問をいたします。この質問は、本年3月の代表質問、同じく3月の平成28年度予算特別委員会、また、10月の平成27年度決算特別委員会と3回にわたって質問をさせていただきました。私は、その質問の中で無理難題を言っているとは思っておりません。ごく当然の質問、提案をさせていただいているつもりでございますけれども、どうも納得のできる答弁が全然いただけません。決算特別委員会では最後にこのスクールバスに関しましては、事あるごとに質問をさせていただきたいと思っております、このように申し述べさせていただきました。皆様の中には何回も同じ質問ばかりしてと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、質問するほうも何回も同じことを言う

のも疲れます。どうかこの質問は今回で最後になるように、納得のできる答弁をいただきますようお願いいたします。

初めに、本市のスクールバスの現状についてお尋ねをいたします。現在、本市のスクールバスは、どの地域で運行されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

スクールバスの運行につきましては、合併以前から筑穂地区、庄内地区、颯田地区で運行しており、平成25年度からは八木山地区で運行しております。

筑穂地区におきましては、内野小学校、大分小学校、筑穂中学校に通う児童生徒の遠距離通学の利便性を図るため、民間に委託の上、事業を実施しております。

次に、庄内地区におきましては、庄内小学校に通う児童生徒の遠距離通学の利便性を図るため、民間に委託し事業を実施しております。

次に、颯田地区につきましては、颯田小学校に通う児童の遠距離通学の利便性を図るために、スクールバスの運行を行っているものでございます。使用しておりますマイクロバスは、市所有のバス2台の運転業務を民間に委託し運行しております。

次に、八木山地区につきましては、西鉄バス筑豊の八木山線廃止に伴って、一般市民も混乗できる定時定路線型のスクールバスを民間に委託し、鎮西中学校の生徒の利便性のためと、弾力的運用として八木山小学校へ通学する児童が利用いたしております。なお、平日の8時から17時の間は、予約乗合タクシーを利用し、鎮西中学の生徒が通学目的で利用する場合、無償となるように対応いたしております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

筑穂地区、庄内地区、颯田地区、八木山地区で運行しているということですが、それぞれの事業費用は、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

事業費のお尋ねでございますが、平成27年度決算でお答えをさせていただきたいと思っております。筑穂地区につきましては、2路線ございますが、桑曲線スクールバス運行業務は車両2台を使用して1054万8000円、筑穂地区内住線につきましては、同じく車両2台を使用して667万4400円、庄内地区におきましては、車両2台を使用して932万1千円、颯田地区におきましては、登校時の運転業務として107万6560円、八木山地区におきましては、車両1台を使用して283万5千円となっております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

市所有のマイクロバスの運転業務を委託しております颯田地区スクールバスを除きまして、筑穂地区、庄内地区スクールバスと比べまして、八木山地区スクールバスの費用が、車両台数の違いもあるでしょうけれども、極端に低いように思いますが、この八木山地区スクールバスは平成28年度当初予算では、1224万7千円を計上し、今回の12月議会で950万3千円減額補正となります。したがって、28年度の決算では274万4千円という、そのような決算額になるかと思っておりますけれども、なぜこのようになるのか。この予算と決算の差は何なのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

平成27年度の決算額283万5千円につきましては、本事業が平成25年度から27年度までの長期継続契約として、入札により契約した結果としての契約金額となっております。また、28年度当初予算1224万7千円につきましては、業者見積もりを参考に計上した金額でございますが、平成28年1月20日、契約締結により執行残を減額補正しているものでございます。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二議員）

平成28年度当初予算が1224万7千円、これは業者による見積もりで予算計上したということですが、この予算額を見ていきますと、平成26年度の予算額は283万5千円、平成27年度の予算も同じく283万5千円、そして、平成28年度、今年度の予算が1224万7千円、このままいきますと、平成29年度、来年度は、274万4千円と、このようになると思うんです。1200万円くらいの予算で900万円くらいの差が出てきているという、200万円代、200万円代、1200万円代、200万円代。そのことに対して何も感じませんか。ただ、業者から見積もりをとったので、予算計上しました。前年度は決算額はこのくらいなのに、何で900万円も上がるのかと、普通思いませんか。業者にそう言いませんか。それを何も感じられていないのかどうかわかりませんが、それはもう疑問でしょうがありません。本年度274万4千円で運行しているわけですが、八木山地区のスクールバス、この274万4千円という金額で児童、生徒の安全性が担保されていると思っただけですか。この点お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

金額から安全運行の確保が図られるのかということですが、当請負業者は、道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業路線定期運行許可」を取得している業者であることは言うまでもございませんが、仕様書において、利用者に対する配慮、道路運送法等の関係法令を遵守しての安全運転を行うことを記載しているところでございます。このようなことから、安全が担保されているというふうに判断しております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

免許を持っていらっしゃる、そして、仕様書に安全運転を行うことを記載しているので、安全な運行が担保されていると、このように思っただけということですが、このことはまた後ほど触れさせていただきます。

次に、颯田地区のスクールバス、これは市所有のマイクロバスの運転業務を民間に委託しているということですが、どこに委託し、どのように運行しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

颯田地区のスクールバスでございますが、市が所有するバス2台、マイクロでございますけど、マイクロバス2台を使用して運行しており、運転手につきましては、労働者派遣基本契約に基づきまして、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会飯塚市事務所から運転手の派遣を受

け、運行しておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

聞くところによりますと、この運転業務をされていらっしゃる方は70代の方というふうにお聞きしております。最近、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いや逆走など、高齢であるゆえの事故の報道が相次いでおります。高齢者の方に働く場を確保することは大事なことだと思っております。それを取り上げるつもりも毛頭ございません。しかし、このスクールバスの運転をお願いするという感覚が私には理解できません。高齢者が必ずしも事故を起こすということではございませんし、また、若い人でも事故を起こします。しかし、リスクが高いと思っているんです。本市は、先日の質問にもありました高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施されておりまして、高齢者の運転免許証の自主返納を進める一方で、大事な子どもの命を預けるスクールバスの運転を高齢者の方に委託している。全く整合性がとれないと私はそう思っております。どのような理由で潁田地区のスクールバスの運転業務をシルバー人材センターに委託しているのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

あすか号と申しますけれども、合併前旧潁田町の時代からコミュニティバスとして運行していたものでございますが、平成12年から運転をシルバー人材センターのほうへ委託をされております。スクールバスとしての運用は、平成13年4月から小学校を対象としたこのコミュニティバスを利用した形での運行を開始をしております。現在ではそれを引き継ぐ形で従来どおりのシルバー人材センターからの派遣で運転業務をお願いしてるところでございます。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

合併前の旧潁田町時代からシルバー人材センターに委託しているということでございますが、合併して何年ですか、もう10年過ぎてるんです。別に変えてもいいでしょう。安全担保、対策はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほどご案内のシルバー人材センター連合会との労働者派遣基本契約書及び労働者派遣個別契約書におきまして、基本的な事項ですけれども、労働安全衛生法等の各種法令を遵守し安全な運転業務を行っていただくようしております。シルバー人材センターからは、運転手の業務に対する健康状況について問題がないことを書面にて提出を受けております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

それだけで安全性が確保されていると聞いていらっしゃるようでございますが、私には全くそうは思えません。加齢に伴いまして、反射神経が鈍ってくる、視野が狭くなってくると、このような報道が最近たびたびあっておりますし、私自身もそう感じる場合がございます。運転が下手になったなど最近つくづく思っております。先ほど述べましたように、スクールバスの運転をシルバー人材センターをお願いするのはリスクが高すぎる。見直すべきだと私は思いますけれども、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

安全性の確保について、大変ご心配をおかけしておりますけれども、先ほどまで述べましたとおりでございます。決して私どもも、安全性というものを軽視するわけではございません。そういう意味で、安全性については大丈夫かということを確認を行いながら、実施をしておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

大丈夫かと確認して、大丈夫でないですと言う方はいらっしゃらないですよ。先日も申し上げたと思いますけれども、事故を起こそうと思って運転してる人はいないんです。事故を起こさないうちで運転しているんだけど、事故が起こってしまう。さっき、言いましたように、加齢によってどうしても鈍ってくる部分が出てくると思うんですよ。そう考えたときに、確認をしておりますから、大丈夫ですという発想が私には理解できません。今の部長の答弁では、このまま変えるつもりもないということでございます。そういう理解でいいんですね。

次に行きます。それでは、業者選考についてお尋ねをいたします。業者選考には、競争入札やプロポーザル方式などさまざまございますが、業者の選考方法はどこが決定するのか、契約課なのか、担当部署なのか。どちらですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

担当部署のほうで決定をいたします。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

担当部署とのことでございますので、このスクールバスの業務選考の方法は、担当部署である教育部ということになります。スクールバスの業者選考方法はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

指名競争入札で実施をしております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

指名競争入札による最低価格落札方式では最低価格で入札した業者が選考され、金額面だけが重視されるわけですので、安全性は二の次ということになりますね。それでは、生徒の安全面確保についてはどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

請負業者につきましては、道路運送法に基づき、国土交通大臣から旅客自動車運送事業の許可を取得している業者であることはいまでもございませませんが、発注者、受注者の共通認識として児童、生徒の安全を最優先であることを基本とし、安全運転項目等を仕様書に記載した契約書を

取り交わし、スクールバスを運行しております。そのようなことで、児童の安全性については、担保をしながら実施をしておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

どうも私の考えと部長の考えは違うようでございます。部長は、今の答弁では、発注者、受注者の共通認識として児童、生徒の安全を最優先であることを基本とし、安全運転項目等仕様書に記載した契約書を取り交わしているから安全性は確保されていると思っているようでございます。仕様書に書いているから安全性は保たれるんだと、そのように思ってるんですね。部長はそう思ってるんじゃないでしょうか。国は近年の相次ぐ高速バス事故を踏まえて、貸し切りバスの構造的な問題を改善するために、平成26年4月1日から新たな貸し切りバスの運賃料金制度を策定し、貸し切りバスの運賃は上限額、下限額を設定し、その範囲内で決定するようになっております。スクールバスに関しても同様に、上限額、下限額の範囲内ということになっておりますが、この新たな貸し切りバスの運賃料金制度について、契約方法については、国からどのような通知がされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

国のほうにおきましては、道路運送法第9条の2第2項に基づく一般貸し切り旅客自動車運送事業の運賃、料金の変更命令の処理要領について、平成26年3月26日付で一部改正を行い公示をいたしております。その内容といたしましては、国では貸し切りバスがよりいっそう安全、安心な輸送サービス、これができるよう、平成26年4月からの運賃制度を改正したものでございます。

貸し切りバスの運賃、料金制度は、「時間制運賃」と「キロ制運賃」を合算した計算方法となりまして、標準的な運賃、料金は各運輸局ごとに定められた範囲内で積算されることとなっております。なお、国からは貸し切りバスを選定、利用する際のガイドラインとして、「輸送の安全を確保するための貸し切りバス選定・利用ガイドライン」、これが出されております。その中で、貸し切りバスの調達に係る入札等における留意点といたしまして、運賃及び料金については、公示運賃の下限を下回る運賃での落札では、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命、身体の安全が十分確保されないおそれがあること、これに十分に留意すること。2点目といたしましては、入札等の契約方法として、公共機関の契約は予定価格の範囲内で契約の相手方とする一般競争入札が基本とされております。しかし、利用者の生命、身体の安全を確保するため、貸し切りバスの調達については、企画競争入札や総合評価方式の導入など、安全性等に対する取り組み状況も考慮できる選定方法を行うことを勧めております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

今のご答弁は貸し切りバスということですが、スクールバスも同じ適用を受けますので、スクールバスに関しても、これは同じことでございます。それでは、八木山地区のスクールバス、先ほど言いました27万4千円という費用は、この国の定める公示価格の下限額を下回っていないのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほどご案内をいたしました八木山地区のスクールバスについては、貸し切りとみなして、計算は私どもしておりませんが、仮に貸し切りとみなして、新たな貸し切りバスの運賃料金制度で試算した場合につきましては、下限値を下回った金額となっております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

八木山地区は一般乗客との混乗なので、貸し切りバスの適用を受けなくてもよいということですよ。それで、この274万4千円というのは下限額を下回っているけれども、それはそれでいいんだということでしょう。筑穂地区の桑曲線でしたかね、たしか混乗になりますよね。そうなったときにも、こういう状況になり得る可能性は十分にあるわけでしょう。下限額を下回って業者を選定すると。だから、安全性を確保するための下限額を下回ると、なんで、下限額をつくってるかというのはおわかりですよ。これ以上下げたら、どうしても経費を節減しなくてはいけないので、運転手といいますか、過重労働があったりとか、無理な業務をさせざるを得ないから、これ以上下回る金額はだめですよということで、下限額を設けてるんですよ。その下限額を下回っているということは、安全性の確保が難しいということになりませんか。私はそう思います。この八木山地区のスクールバスの入札は、本年1月に行われております。その入札の際に担当課が一旦入札をとめたと聞き及んでおりますが、それは事実なのか。もし事実だったとしたら、どのような理由で、入札をとめられたのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

入札の額が低かったため、一旦入札を保留して、担当部署、それと業者にも入札額に間違いがないか確認を行ったものでございます。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

今、部長がご答弁がありましたように、担当が入札額が低かったので、一旦とめて確認をしたということですが、この入札は3者による2年契約での入札でございました。最高額は千四百数万円、もう1者は千三百数万円、落札した業者は税抜きで508万円でございます。この金額でいいのか確認のために入札をとめたということです。この金額、余りにも低い金額であったということは明らかであります。担当課としては、ひょっとしたら、2年契約を1年契約と間違えたんじゃないかという確認も必要だったんじゃないかと思っておりますけれども、この金額で実際に安全性は確保されるのか、大変危惧をしております。私は事業者をどうのこうの言ってるのではないんです。選考の方法がどうかと、おかしいんじゃないかというふうに言ってるんです。先ほど部長がご答弁をされましたように、国は運賃及び料金については、公示運賃の下限を下回る運賃での落札では、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命、身体の安全が十分確保されないおそれがあることを十分に留意することと、また、入札等の契約方法として、公共機関の契約は、利用者の生命、身体の安全性等に対する取組状況も考慮できる選定方法を行うことを勧めると、このように通知をされております。このような通知があるにもかかわらず、価格だけで業者を選定する指名競争入札になぜこだわるのか、全く理解ができないんですが、どのような理由で指名競争入札を続けられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ただいまご指摘がっております今回の八木山地区のスクールバスの入札に関する、価格のみに重点が置かれ、一番大切な児童、生徒への安全の取り組みが心配であるとのご意見につきましては、先ほど総務部長のほうからも答弁ありましたように、一旦入札を保留してというようなことで、私どもも確認はいたしましたけれども、間違いはないというようなことでございまして、また、一方、このときの入札につきましては、貸し切りバスということでの適用ではなく、一般乗合旅客自動車運送事業ということで入札にかけましたので、下限値の設定がございません。そういうことで、先ほどもるる答弁をさせていただきまして、国が認める事業者であるということで、安全性は確保できると判断して入札について成立をさせたということがございますが、その後でございまして、私どももいろいろと検討いたしまして、今後の取り組みについて、どのように行っていくかということをご紹介をさせていただきたいと思っております。

まずは、今後の契約におきましては、仕様書の内容見直しといたしまして、これまでの仕様書に記載している「利用者に対する配慮」、「道路運送法等の関係法令を遵守等」とこれに加えまして、新たな項目として、「安全性に対する取り組み状況」として、運行業務等の実施体制、安全管理体制及び危機管理体制、乗務員への教育及び研修体制の記載を加え、その確認ができる書面を契約締結の前までに提出させることにしております。2点目といたしましては、児童・生徒と地域住民と一緒に乗車する乗り合いバスにつきましても、貸し切りバス同様に新料金、運賃制度の上限値、下限値を適用させた入札を実施することを検討いたしております。

上記のような検討を重ね、スクールバスのさらなる安全運行の推進を行っていききたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

私が聞いたのは、なぜ指名競争入札にこだわるのか、その理由を聞いたわけでございますが、今の答弁はその答えにはなっていないと私は思います。せっかくですから、今部長の言われたことに対して、私の考えを述べさせていただきます。私は、別に八木山地区スクールバスだけを捉えて言ってるんではありません。スクールバス全体について、価格だけで決める指名競争入札はおかしいんじゃないかと言ってるんです。八木山に限ったことではないんです。何で指名競争入札にこだわるのか、その理由を聞いているんです。おそらく答えが返ってこないでしょうから、視点を変えて総務部長にお聞きします。一般論として、指名競争入札、プロポーザル方式、比較した場合に、指名競争入札のメリットは何ですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

お尋ねの指名競争入札のメリットということでございますが、違いというか、大きな、プロポーザル方式との違いについて述べさせていただきます。指名競争入札につきましては、価格を重視する点、それと、プロポーザル方式については価格以外の要素を含めて、総合的に判断する点、これが両者の違いになります。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

今の総務部長の答弁のとおりでしょう。指名競争入札を続けるのは価格が安く抑えられるからでしょう。そうでしょう。プロポーザル方式は総合的に評価する、判断する。指名競争入札は価格だけ。ということは、価格だけで判断されてるということでしょう。同じように市が、経済部が所管しておりますコミュニティバス、また、街なか循環バスは貸し切りバスのような最低価格や最高価格の範囲内という公示運賃の適用を受けていないにもかかわらず、プロポーザル方式で

業者を選定しておられますが、どのような理由でプロポーザル方式を採用しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

コミュニティバス等の運行につきましては、運行の安全性を重視し、利用者の大半が高齢者であることから、導入当初におきまして、金銭面のみでなく利用者の利便性やサービスについて、高齢者や障がい者の方への配慮に重点を置くため、業者提案型のプロポーザル方式を採用した次第でございます。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

正しい判断だったと思います。やっぱり安全性を重要視して、業者提案型のプロポーザル方式を採用したと、これが当たり前だと思います。教育部長が指名競争入札を今後も続けるようでございますが、続けるのであれば、今のような仕様書に記載する、契約書を交わす、それだけでは安全性は確保できないと私は思います。安全性を確保するためには、入札に対して、例えば参加資格を貸し切りバス事業者安全性評価認定制度、こういったものですね、部長も御存じだと思います。この認定業者というのは、安全に、この業者は運転しますという国が認めた認定です。そういうものを参加資格の条件にするなどの対策が必要だと思いますが、こういったものを取り入れる考えありますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

この制度につきましては、公益財団法人日本バス協会におきまして、貸し切りバス事業者からの申請に基づき、安全性や安全の確保に向けた取り組み状況について評価を行い、優良な貸し切りバス事業者を認定、公表するものでございます。本制度の実施を通じまして、貸し切りバス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸し切りバスサービスに寄与することを目的に、平成23年度から運用が開始されているものでございますが、この制度をどのように活用していくべきかは、現状、飯塚市の指名業者の中では、この認定を受けている業者が1者しかいないという状況がございます。私どもといたしましては、この点の導入については、慎重に検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

慎重に検討するというところでございますが、本当に検討ができますか。今、部長が言われたように、この認定を受けている業者は本市で1者だけです。これを参加資格の条件にしたら、競争にはならず、1者独占になります。そういうことできないでしょう。ですから、指名競争入札では安全性の確保ができないと私は思っておりますので、経済部が実施しているコミュニティバスと同様にプロポーザル方式により業者選定を行うべきだと言ってるんです。再度確認ですが、プロポーザル方式を採用するつもりはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

プロポーザル方式を導入する気持ちがないのかということでございますが、先ほど述べさせていただきましたように、ご指摘の点を十分踏まえて、競争入札にこだわるわけではござい

すけれども、その中でプロポーザルと同等の安全性の確保を考えた中で新たな取り組みを開始しようとしているところでございます。その結果を踏まえて、私どもといたしましては、ご指摘のプロポーザルの導入、これについては、検討させていただきたいと考えております。まずは、現在改善を図りました形での入札をやっていききたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

最後につけ加えたように、プロポーザル方式の導入もどうのと言われましたけど、最初は競争入札にこだわると、続けていくというおつもりですよ。教育部の考え、よくわかりました。これ以上、質問しても同じです。要するに、教育は、児童、生徒の安全よりも価格を重要視するということですよね。そうでないと言われるかもしれませんが、今までの質疑ではそうでしょう。もうこれ以上言っても、もう同じ、意味ないので、この質問は今回でもう終わりにします。これ以上もう聞きません。考えがよくわかりましたので。

最後にお聞きしたいのは、子どものことを一番に考えていらっしゃる教育長。教育長も今の教育部と同じ考えなのかどうか。教育長のお考えをお聞きさせてください。

○議長（鯉川信二）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

私も質問者と同じようにスクールバスの運行について、最優先に考えるべきことは児童、生徒の安全であると思っております。質問者の趣旨に100%沿うことはできませんが、ただいま、さまざまなご指摘をこれまで何回もいただきまして、指名競争入札という範疇の中で、より安全性を担保できるよう具体的な改善も図っておりますので、その結果、そして状況も踏まえたところで、地域、保護者の声も聞きながら、プロポーザル方式を導入する必要があるのかどうかということも加味しながら、今後検討していきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

12番 田中裕二議員。

○12番（田中裕二）

今、教育長、保護者の方の声を聞きながらということでございましたので、ぜひ聞いてください。そして八木山地区のスクールバスは今やりとりのあった最低価格を下回って274万4千円でやってますと、指名競争入札でやっておりまして、価格だけで業者を決定しております。それに対して、それでよろしいですかということもきちっと保護者の方に説明をして、検討されてください。そのことを要望して、質問終わります。

○議長（鯉川信二）

引き続き、20番 上野伸五議員に発言を許します。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

上野伸五です。通告に従って質問をさせていただきます。最初に旅費規程についてお伺いをいたします。先日からの空出張問題などの報道を受けて、当市でも人事課では旅費規程の見直しを行ってられるようですが、どのような見直しを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員言われますとおり、本年3月にありました近隣の市町村における空出張問題を受けまして、本市におきましてもこの問題を未然に防止する方策が必要であると考えまして、旅費の精算方法、それと出張の事実の確認方法の見直しを現在調整、検討しているところでございます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

この旅費規程は私どもの議会での公務等にも準用されるわけです。現状より少しでも市民の皆さんにわかりやすく透明性が高い方法があるのであれば、速やかに改善をしていただきますようお願いをしておきます。

次に移動時間や移動方法についてですが、目的地までの移動手段については、鉄道や飛行機の利用などが考えられるわけですが、一般的には所要時間や費用を鑑み移動手段を決定すると思いますが、本市ではどのように決められているのか教えてください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

飯塚市職員等旅費条例というのがございまして、これの第7条に、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」と規定されておまして、目的地までの移動時間がほとんど変わらない場合は、より安価な方法を移動手段として決定し、交通費を支給いたしております。なお、この移動時間には、航空機を使用の場合は搭乗時間前の待機時間、鉄道の場合は乗りかえの待ち時間等を含んでおまして、結局のところ、出発時刻から目的地への到着時間を移動時間と捉え、判断をいたしております。例を挙げますと、目的地が東京都の場合は、一般的に航空機を利用しておりますし、大阪府の場合は鉄道、新幹線の利用を原則といたしております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それでは目的地が金沢市や仙台市方面の場合、どのようになりますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

近年、両市、2つのおっしゃった金沢、仙台の両方に出張した事例がございませんので、実績としてはわかりかねますが、現時点で旅行の行程を組み立てるならば、経済性及び時間的な効率性を検討いたしまして、航空機を使用をするというふうに見込んでおります。ただし、前日から目的地に到着し宿泊するような場合は、時間的な余裕があり、旅費の比較をした結果、安価である場合は鉄道、新幹線等を利用するという事も考えられます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

移動する時間において勤務時間外に差しかかる場合があると思いますが、時間外勤務手当の対象にはなりますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

出張の移動時間には、移動時間に具体的な指示、命令がある場合、例えば業務上必要な書類や物品の運搬自体が目的として命令されている場合、また、特定の人物、病人や児童等の看護、引率、監視自体がその旅行の目的として命令されている場合等については、その移動時間も時間外勤務手当の対象となる場合がありますが、移動時間中に具体的な業務を命じられていない場合は労働時間とならないとされていますので、一般的には時間外勤務手当の対象とはならないと解されております。これは、移動時間が日常出勤に費やす時間と同一性質であるという判例によるも

のでございます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今ご紹介いただいた判例、昭和49年の川崎支部の判例だと思うんですが、通常、出張に赴く場合には、業務上必要な書類を持参することは当たり前だと思うんですが、現状はどのような認識でしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員おっしゃられますように、出張する場合は何らかの書類は携帯していきますが、時間外勤務手当の対象となる書類の運搬、これについては具体的な通達や判例がございませんので、少のうございます。書類の判断につきましては個別事案ごとに検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

今後は書類の運搬については個別に検討して判断をしていただけないかということで、しっかり検討していただきたい。その都度しっかりと検討していただきたいと思います。経済性ばかりを追求するあまりに移動が長時間にわたって、心身の疲労のために本来の出張目的そのものを果たせなくなるような、本末転倒な事態が起こらないように、できる限り移動時間を短縮するような十分な配慮が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員言われるとおり、職員の健康管理というのは十分に配慮した中で旅行、出張の旅程を組む必要があると思います。十分配慮をした中で、なるだけ先ほど言われました時間外勤務にならないような配慮の中で旅程を組む必要があるというふうに考えます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

次に、市有財産の現状や管理について、まず駐車場についてお伺いいたします。さきの議会でも質問をさせていただいておりましたが、本庁舎来客用の駐車場が満車で駐車できないという苦情は、その後どのようになってますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

6月以降、総務課のほうには9回の苦情や報告があっています。満車の原因といたしましては、市役所、立岩公民館、近隣ホテルの会合等によるものと考えております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

どのような対策をされましたか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

まず近隣ホテル側と協議を行いまして、ホテルの利用者の方が、来庁者駐車場をホテルの駐車場と誤解されないように第3駐車場の南側フェンスに第3駐車場が市役所に来庁された方の駐車場であるということを示す看板をホテル側で作成し、これは8月に設置をしていただいております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

そのほかにも、枠外駐車に黄色いペンキでラインを引いていただいたりもしておるんですが、そのような工夫をしていただいてもあまり効果が見られないようで残念です。駐車場が満車の上、駐車スペースの枠外にとめられた車に邪魔をされて立ち往生しているドライバーの方々は本当にお気の毒だと思うんです。これから年末年始に差しかかって、ますます混雑が予想されます。もしも駐車場で事故が起これば、行政に法的な責任はないのかもしれませんが、道義的な責任は免れません。早急に、より具体的で有効な対策を実施していただきますようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員もそういう困ってある、市役所に来庁されて駐車場に困ってある方に出会われたということでお聞きしております。市役所、それから立岩公民館のご利用の方にも第3駐車場は利用していただいておりますので、その利用される皆様にご迷惑がかからないよう、中身も薄い私の頭で少し早急に考えて、できることをやっていきたいというふうに思います。対応させていただきますと思います。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

もう即刻、しっかりと効果が出る対策の実施をしかとお願いをしておきます。

次に、市有地についてですが、今、議会でも学校敷市有地の中に存在する第三者名義の土地を時効取得するための議案が提出されておりますが、市全体で、市有地内に存在する第三者名義の土地は何件あって、その面積はどれくらいあるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

現在、市の施設敷の市有地内に存在する第三者名義の土地は合計で25筆、合計面積は9115.26平方メートルとなっております。それらの中で、現在取得に向けて名義変更手続のものが14筆で6388.29平方メートルで、内訳は小中学校敷地内のものが、今、議会に上程しております土地を含めた11筆、4447.53平方メートル、福祉施設敷地内のものが3筆、1940.76平方メートルとなっております。また、名義人と交渉中のものが体育施設敷内の2筆、205.53平方メートル、名義人等について調査中のものが保健施設及び体育施設敷内の9筆、2521.44平方メートルとなっております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それらの存在には、いつ気がつかれたのでしょうか。また、なぜ今まで整理されてこなかったんですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

行政財産中の第三者名義の部分については、かなり前から気がついているものもあり、そのまま放置されているものもございます。今回、行政財産として取得する際に、相手方の相続などの問題で市に所有権が移転をされて、移転登記ができず、施設の建設後もそのままの状態で見事に至っているものが多いと考えております。これらの土地につきましては、現在、法的手続きを整え、取得可能となったものについては、所有権を移転していきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

随分前から気づかれたものもあったということですが、これ所有権が変わらないとその後利活用できないんですよ。相続関係も発生すると、実際もう何年もかかっているものありますけど、これ明らかに、行政怠慢とは申しませんが、行政のミスですよ。答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

質問者がおっしゃるように、当然その部分については所有権を確定させるのは当然のことだと思います。ただ、学校敷とかそういったもので、以前に寄附行為を行ったもの、交換でそのまま所有権を移転してないものとかいうのが見受けられますので、ここについてはなるべく早く、そういった形のものを所有権の移転をしていきたいと思っております。先ほどご指摘があったはずさんというのは、言われればそのとおりだと思います。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

時効取得の要件とその所要期間、どのくらいなのか教えてください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

時効取得の要件といたしましては、民法第162条に定められておりますが、20年間所有の意志を持って平穩かつ公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得するというふうになっております。また、10年間所有の意志を持って平穩かつ公然と他人の物を占有した者は、その占有開始時に善意でありかつ過失がなかったときはその所有権を取得するというふうになっております。過去に市が行った時効取得では、訴えの提起を行ってから所有権移転の判決をいただくまでに、短いもので1カ月から3カ月、長いもので1年5カ月ほどの期間を要しております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

名義変更が整うまでは売却などの利活用はできないということだと思いますが、そのような問題がある土地で現在利用されている施設がありますか。

○議長（鯉川信二）

管財課長。

○管財課長（山本雅之）

今質問議員おっしゃっている中で具体的に使われているものとしましては、今、颯田のほうの高齢者福祉センター跡のまちづくり協議会にお貸ししている建物敷の一部、それと、今の颯田の

体育館の敷地がございませう。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ほかにもいくつかあるのだと思ひますけれども、それらの施設については最低でも名義変更などのめどがつくまでは存続させなければならないと思ひますが、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

現在、体育館敷、先ほど課長のほうから説明のありました体育館敷については現在も使用しております。ただ、その施設の存続については別段の計画がございませうので、それに基づいて利用状況を含めて存続の検討をいたしております。ただ、この部分に関して土地の所有権、ほかの第三者の土地が、当然、下に土地としてある場合については、早急に問題解決に全力を尽くしていきたいというふうに思ひます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

先ほど時効取得に関してもご答弁あったように、1年5カ月かかるような場合もあるということなので、施設を廃止したとしても、行政の、財務部長の言葉を借りれば、ずさんなミスで売却もできずに何年間も放置することになるかもしれませうよ。そんな説明で市民の方々が納得できると思ひますか。今回のように明らかな行政のミスの責任を市民生活に押しつけることは決して許されないと私は思ひます。このように市有地に第三者名義の土地や所有権の係争地が存在すれば、市民福祉や産業振興、人口減少などへの対策、利活用に大きな支障を来すわけですから、早急に対処をしていただく必要がありますが、大丈夫でしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

把握しているものについては早期に解決に向けて努力していきたいと思ひます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

これら第三者名義の土地について、過去不適切な処理や手続をしていたような事実はありませうか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。財務部長。

○財務部長（高木宏之）

私のところでは把握を、現在のところは把握をしきれておりませう。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。上野議員、もう一度質問を繰り返していただいでよろしいでしょうか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

第三者名義の土地について、過去不適切な処理や手続をしているような事実はありませんか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

ただいまお聞きしました第三者名義の土地に関しては、ほかにもまだ手をつけられていないものもございますので、今後きちんと調査、処理をしていただきたいとお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

そのような物件につきましては、調査を引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

最後に、固定資産評価額の見直しについてですが、市民が固定資産評価額や税額に納得できない場合はどのようにすればよろしいのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

毎年4月1日から5月31日まで、税務課では固定資産縦覧帳簿の縦覧ができるようになっております。これは納税者の方が自己が所有する土地や家屋の価額と市内の他の土地や家屋の価額とを比較し、評価額の適正さを判断できるような制度でございます。誤りはないのか、納得ができないなどの相談があった場合には、窓口での十分な説明と聞き取りを行いまして、現地調査等による状況を確認し、地方税法の規定により総務大臣が定める固定資産評価基準に従って、評価内容が適正であるかの検証を行います。その上で、納税者の方に納得していただけるように再度丁寧に説明をさせていただくようにしております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

税務課の説明でも納得できない場合には、飯塚市の固定資産評価審査委員会に対して書面で審査の申し出をすることができるとは思います。間違いはないでしょうか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

それでは、そのような結果、評価額が見直された例があれば教えてください。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

実績でございますが、過去に柳橋、津島地区の固定資産税の評価の見直しを行っております。その案件につきましては、軟弱な土地のため地盤沈下をいたしまして、建物にひずみが生じているというようなケースでございます。それにつきましては、不動産鑑定士の意見書などを総合的に判断いたしまして、2分の1程度の税額の変更をいたしております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

台風被害や浸水被害の場合はどうなりますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

台風被害や水害などの場合につきましては、税額の基本課税額を変更することはいたしません。けれども、災害に遭った土地につきましては、固定資産税の減免というような方法がございます。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

メガソーラーの建設や交通機関の廃止、スーパーの撤退、小中学校の統合や廃止など、生活環境に大きな変化があった場合、実際の不動産市場価格は変動すると思われませんが、固定資産評価額はどうなりますか。

○議長（鯉川信二）

財務部長。

○財務部長（高木宏之）

固定資産の評価額につきましては、現状の取引とかそういったものに左右されるものでございませぬ。そういった要件により路線価が変更されれば、当然税額の変更がされるようになっております。

○議長（鯉川信二）

20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

例えば、飯塚市に許可権限がないメガソーラー建設の場合、市長の意見書や市議会の決議などをもって建設許可を中止するには至りませんでした。では、市としては何ができるのか。例えば、近隣集落の固定資産税を軽減するとか、ソーラー建設により市が得られる固定資産税の一部を地元自治体の災害対策に還元するとか、飯塚市として実現可能な措置を、検討はするべきでは

ないかなと思います。買い物難民、交通難民の地域住民についても同じことだと思います。市民の皆さんが安心して安全に暮らせるような生活環境の充実を目指して、飯塚市としてできる限りの努力、施策を講じていただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

「議案第125号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」から「議案第146号 飯塚市病院事業条例」までの22件、及び「議案第148号 契約の締結（若菜児童館建設工事）」から「議案第159号 専決処分の承認（平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」までの12件、以上34件を一括議題といたします。

「議案第125号」から「議案第139号」までの15件については、いずれも質疑通告がおりませんので、質疑を終結いたします。

次に、「議案第140号」について、8番 宮嶋つや子議員の質疑を許します。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

「議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」についてです。今回、学校の名称変更ということですが、こういう穂波東の場合は、小中一貫校ということで、これまで、小中一貫校 穎田校とか、幸袋校というふうな形で名称がついていたと思うんですが、それぞれの小中学校について、こういう名称変更があるのかどうか、名称変更、どういう経過で変更が行われるのかをお願いします。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（山田哲史）

飯塚市立小中一貫校 穎田校という名称は、飯塚市立学校管理規則第29条第1項で規定されている名称で、この第29条第1項という内容は、飯塚市立 穎田小学校、飯塚市立 穎田中学校は小中一貫校としての開校の日から飯塚市立小中一貫校 穎田校を称するという内容でございます。飯塚市立小中一貫校という名称は、規則で定められることとなっております。今回提案させていただいております学校につきましても、条例改正後、適切な時期に関係規則の改正を行いたいと思います。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

この附則で、平成29年4月1日からということになっておりますが、小中一貫校は、まだこの時期に開校しないと思いますが、小中一貫校の開校が当初28年4月だったと思うんですが、これがおくれている理由をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（山田哲史）

穂波東小中一貫校の関係だと思います。その件についてご答弁のほうをさせていただきたいと思います。このおくれの原因についてでございますけれども、大きく2点ございまして、まず、1点目が新校舎敷地に設定されていた抵当権の消滅時効手続を行う必要があり、この分で新校舎の建設の着工時期がおくれ、結果として、その後の工事におくれが生じたこととございます。2点目としましては、新校舎建設及び新校舎建設と並行して行っていた歩道、道路等の外構工事の状況から2期工事であります体育館棟、屋内運動場棟の建設工事の工程見直しの必要が生じたこと。この2点がおくれの大きな原因となっております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番 (宮嶋つや子)

結局のところ、28年4月開校がどういうふうに関校日が変わってきたんでしょうか。

○議長 (鯉川信二)

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹 (山田哲史)

穂波東中学校の移転時期につきましては、現時点で平成30年3月。一貫校のほうとして開校するのは平成30年4月ということで、1年間、現在の予定よりもおくれることとなる見込みでございます。

○議長 (鯉川信二)

8番 宮嶋つや子議員。

○8番 (宮嶋つや子)

当初の予定からすると2年、最初からおくれてるわけですね。学校はまだでき上がっていないのに楽市学校と平恒小学校を統合したところでの穂波東小学校ということになっていますけれども、学校がまだでき上がっていないのに、ここでどうして統合ができるのか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹 (山田哲史)

学校の建設工事につきましては、今大きく2つの工事が実施されておりまして、一つは、旧校舎の大規模改造、もう一つのほうは既存のプールの取り壊しを伴います屋内運動場と体育館施設の建設でございます。この既存の校舎の改築、大規模改造になりますけれども、こちらのほうにつきましては、来年の2月に竣工をする予定でございます。その状況で、楽市小学校、また平恒小学校、穂波東中学校、学校現場のほうとも協議させていただいた中で、運動施設として体育館はない。また運動場の半分も工事エリアとしてない状況ではございますが、小学校のほうにつきましては、来年4月に移転を行えると。これにつきましては、現在、平恒小学校のほうと同じ状況で学校運営を行っているというふうなところも含めまして判断されたものとは思いますが、そういうところで小学校につきましては、移転のほうを決定した次第でございます。

○議長 (鯉川信二)

8番 宮嶋つや子議員。

○8番 (宮嶋つや子)

体育館は、来年の4月開校しますけれども、来年の12月からしか使えないと。運動場も今半分しか使えない状況の中で、これもまた来年の11月ごろからしか使えない。この間、楽市小と平恒小、今回穂波東小学校となりますけれども、その子どもたちは体育館も、運動場の半分しかない、こういう中で、学習をやっていかなければならないというところでは、大変な問題があるんじゃないかなと思います。今言われました平恒小学校の子どもたちは、今と同じ状況の中で学習してまですって言われますけれども、子どもの数が今の3倍くらいになるんですね。違いませんか。そういうことでは、運動場の広さだとか、体育館がないことをどうやってカバーしていくのか、その辺をお聞きます。

○議長 (鯉川信二)

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹 (山田哲史)

ご質問のとおり、現在平恒小学校では、旧校舎の大規模改造工事と屋内運動場建設の工事が行われており、大変ご不便をおかけしているところでございます。屋内運動場棟の建設工事をご質問のとおり来年10月までかかりまして、その後の検査などを合わせますと使用できるようになるのは来年12月からとなり、その間、屋内運動場棟がない状況で、また運動場の工事エリアと

して、約半分が来年11月まで使用できない状況でございます。そのため、運動場や屋内運動場棟を使用する授業や集会、催しにつきましては、新校舎にあります多目的ホールの活用、またB&Gの施設、楽市小学校などの施設を利活用していきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

今現在の平恒小学校だと、多目的ホールなどで体育館的な集会とか、そういうのは開けるんだろうと思いますけども、これに楽市が加わればそういうことも対応できないと思います。私も9月議会で質問しましたが、子どもたちの安全の問題ですよね。通学のことだけでも大変な安全問題を、危険な交差点、踏切を渡らないといけないっていうふうなことで、安全面で問題があるというふうに言いましたけれども、体育館を使ったり、運動場を使ったりするために楽市小学校に子どもたちを移動させるというふうな、今答弁だったと思うんですが、それで間違いありませんか。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（山田哲史）

そのとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

そのとき、人数的には383人の子どもたちが楽市区域から旧国道と踏切を渡って平恒小学校に行かないといけないということで、大変な問題がありますよということを指摘したわけです。

今回は学校の中にまだ工事箇所がある、こういう危険な問題もありますし、また、通学とあわせて体育授業などのために、またその同じ道を渡らないといけない。どうしてこういう危険な状態があるのに、今楽市小学校が使えないならともかく、使えるわけですから、もう1年、中学校が完成してから学校に入ろうっていうんでしたら、楽市小学校も完成してから入れればスムーズにいくと思うんですが、ここでどうして穂波東小学校を、この4月につくらないといけないのかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（山田哲史）

繰り返しの答弁となりますけれども、先ほど申し上げましたように、現在平恒小学校におきましては、この工事の中でB&Gのほうに出向いていたり、また運動場についても、現在はほぼ全てが使えますけれども、そういう状況の中で授業、学業また学校生活を行っております。新校舎につきましても、ことしの6月に竣工をいたしまして、来年の2月には、大規模改造工事も完了すると、そういうふうな状況を踏まえた中で、学校長との協議によって、そういうふうな来年統合という方向性を、結論を出したものでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

同じ答弁されるから、同じ質問しないといけないんですけれども、やっぱり学校もでき上がってないのに、そんな危険なところに子どもたちを押し込めるという、この感覚がどうしてもわかりません。平恒小学校の子どもたちが、今もB&Gに通ったりしているということも、これも大変、やっぱりあそこのあの道も交通量多いですから、大変だろうというふうに思いますが、全然数が違うから、平恒小学校の子たちは、校舎の中だけで、ランチルームがどういうふうに使われ

るかわかりませんが、多目的ホールというのがあって、そこで使えると。ある程度使えるけど、これに楽市小学校が入れば、絶対にそこでは無理ですから、本当に学校ができ上がって、移動するべきだと。なぜ今、再来年の4月ではいけないのかっていうのをお聞きします。

○議長（鯉川信二）

学校施設整備推進室主幹。

○学校施設整備推進室主幹（山田哲史）

開校に向けてのスケジュールは、冒頭ご質問にもありましたように、当初は平成28年4月、それが延びまして平成29年4月、1年1年と延びてきた中で、今回先ほど申しました原因により、さらに穂波東中学校につきましては、1年おくれるという判断を行ったものでございます。ただ、その中でやはり児童、また保護者のほうの期待、また学校運営が新しい校舎のほうで、まだ体育館施設などはできておりませんが、学校運営ができるという学校現場での判断などもございましたので、今回、来年4月に楽市小学校につきましては移転をするものでございます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

結局、その学校側というか、飯塚市側の都合だけで決まっていて、じゃあ中にいる、通わなければいけない子どもたち、保護者の説明会もありましたけども、保護者の中から本当にたくさんの不安の声、反対の声、上がっていました。そういう声も教育委員会聞かれていますけれども、そういう保護者の声も一顧だにせず、最初の予定どおり進めようと。29年、小学校の開校に対しては、本当に確固たる、ここで開校しなければならないっていうものがないというふうに思います。

何か質問しても結局答えは同じですので、ここで終わりますが、こういう子どもたちの安全とか、保護者の思いとか、こういうものをきちっと考えずに、学校側というか、市の都合だけで、もう2年おくれるから、ここでもう大きな形だけできたから、ここに子どもたちを押し込めておこうというような形になってると思います。こういう議案は、撤回すべきだということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

教育長。

○教育長（片峯 誠）

質問者が子どもたちの安心安全についてご心配いただいていることはありがたいと思いますし、ごもっともだと思います。実は、私どもがとった発想は逆でございまして、どちらのメリットもデメリットも整理をいたしました。つまり、質問者がおっしゃいますとおり2年おくらせて全ての学校が、新しくできた学校に入ってスタートする。つまり楽市小学校、穂波東中学校も平成30年4月からということも考えました。そして、また小学校だけでもスペース的には入れる可能性がありますので、今回出したような案も考え、それぞれのメリット、デメリットを整理したものを学校のほうに提示をいたしました。子どもたちの安心安全の面から、中学校のほうは自分のところは入らないほうがいいし、体育の授業や部活動面を考えても、これは毎日の移動の件になるので、中学校のほうは平成30年4月に入りたい。しかしながら、小学校のほうは、現状の中でもやれるので、ぜひ新しい学校ができるときに、子どもたちに一緒に生活をさせたい。そしてそれが可能であるという声をいただきましたもので、今回のような決断に至った次第でありまして、質問者がおっしゃる、こうするほうが安心ですよ、という思いは一緒ですが、しかしながら、さまざまな観点から整理をして、このような形で議案として出させていただいたこともご理解いただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。

次に、「議案第141号」から「議案第145号」までの5件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

次に、「議案第146号」について、7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

「議案第146号 飯塚市病院事業条例」を次のように定めるという議案ですけれども、提案理由に、行財政改革に基づく組織の改編により、病院事業を整備するため法案を提出するものであるというふうになっています。そして、下のほうに続いて飯塚市病院事業条例が、趣旨以降書いてあるわけですが、私は特に、この議案提出の意義についてお尋ねしたいと思うんですけれども、先ほど言いました提案理由、行財政改革に基づく組織の改編により病院事業を整備するためというわけですが、この行財政改革、本市を挙げて取り組んで、むやみな側面もあるんだけど、一体どの計画のことを言っているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（久家勝行）

どのような計画に基づくものなのかということでございますが、平成25年度に策定いたしました第2次行財政改革大綱では、適切かつ迅速に対応できるような効果的で効率的な組織、機構の構築を図ることを基本方針に掲げております。また、この大綱に基づく実施計画におきましては、業務に関連があり、統合することで連携の強化や効率化が見込まれる課については統合を図るなど、効果的、効率的な組織運営を図るといたしております。今回の公営企業の見直しにつきましては、これらの計画に基づくものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

病院事業の充実だとかそういったことではなくて、行財政改革全般についての非常にアバウトな答弁をされたわけです。つまり、本市の病院についての行財政改革の計画はないということですか。

○議長（鯉川信二）

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（久家勝行）

市立病院そのものについて、このような形で行革をしようという計画内容はございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

その何の計画もない中で出てきたこの条例なんだけれども、行財政改革に基づく組織の改編というふうに言われています。この組織の改編とはどういう内容ですか。

○議長（鯉川信二）

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（久家勝行）

今回の組織の改編は、議案第145号で提案させていただいております企業局の設置に基づく組織の改編となります。現在の組織では、地方公営企業法に基づく病院事業は、市長部局のこども・健康部が運営し、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業は、上下水道局が運営しております。この公営企業を平成29年度から新たに企業局を設置し、1つの組織で運営を行うための見直しを行うものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

今言われた中に議案第145号の提案理由にかかる答弁がありました。145号を見ますと、その提案理由には行財政改革に基づく組織の改編により、上下水道事業及び病院事業を整備するためとなっているわけです。同じようなことを書いていると思うんです。それで、この提案理由、146号の提案理由と、この145号の提案理由はどういう関係になっているのか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長 (久家勝行)

提案理由につきましては同じものですが、議案第145号と146号の関係になりますが、現在の飯塚市病院事業の設置等に関する条例を、設置に関する部分と運営に関する部分を分けて条例化したものがございます。設置に関する条項を議案第145号で、運営に関する条項を議案第146号でいたしております。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

私は、議案第146号について質疑をしておりますので、145号について深入りは避けたいと思うんですが、先ほど言われたように病院事業にかかわる行財政改革のための具体的な計画はない。それから上下水道については別のものがあります。ないものとあるものがひっくるめてまとめられて、企業局の設置というような話になってるわけです。木に竹を接ぐという言葉もありますけど、意味もなくまとめ上げていこうとしているのではないかという心配があるわけです。そこで、今病院事業のことですから、あなた方のいう行財政改革に基づく組織の改編による病院事業の整備ということになってるんですけども、その狙いは何でしょうか。

○議長 (鯉川信二)

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長 (久家勝行)

今回の組織を見直す意図としては2点ございます。一つは、上下水道事業も病院事業も、ともに地方公営企業法に基づく公営企業でございます。公営企業の経理につきましては、複式簿記となっております。経理担当者はもちろんのこと、管理監督職員においてもこの複式簿記の知識が要求されます。そのため、公営企業の経理や管理を一体的に行うことで、適正な事務管理が期待できることが、まず1点目でございます。もう一つの意図といたしましては、担当課は健康づくりを行い、医療費を減らすことを目標とするところでございます。一方、市立病院の運営を安定化させるには、入院や外来患者をふやすことが必要となります。それは結果として医療費の増加につながることから、担当部署におきましては常に矛盾した2つの目標を抱えて業務を行う必要がございました。そのため、国民健康保険や健康づくりの部署から市立病院を切り離すことで、市としての市立病院に対する運営姿勢や経営責任を明確にすることができるということが、2つ目の意図でございます。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

2つ言われました。市長部局は複式簿記ができないということですか。

○議長 (鯉川信二)

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長 (久家勝行)

できないということではございませんが、通常慣れ親しんだ行政の会計方式とは異なる方式でやるので、それが経理担当者だけではなくて、係長、課長、部長そういったところまでも、そういう簿記に対する知識を持つということが非常に時間もかかるというようなことで、それを通常やってる事業とくっつけることによって、より適正化ができるということではございます。決してできないというわけではございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長、こんなお粗末な理由で企業局をつくるわけですか。複式簿記は自治体経営全体について、複式簿記を導入したらどうかという意見もあるぐらいなんですよ。これまでも病院事業会計は市長のほうで担当してるじゃないですか。何のトラブルも起こってないでしょ。この程度の理由を第一に上げて企業局にしようというのは、ちょっとお粗末過ぎると思います。

それからもう一つ言われましたね。市長のほうは医療費を抑制する。ところが、病院のほうはそれに反対する力があると。矛盾するので分けますという、必要なときにしっかり医療を受ける権利を飯塚市民は持っていると思います。それが、必要なときに必要な医療を受けられるのは大事なんだけど、その意味で医療費を抑制するということとどう結びつきますか。お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（久家勝行）

再度ちょっと繰り返させていただきますが、ここでの意図というのは、最初の複式簿記についてはできないというわけではございません。繰り返しお答えさせていただきます。言われましたように、今後、全体的に公会計の導入ということで、公務員としても当然複式簿記の知識は今後持たないといけないということではございます。ただ現状、複式簿記をやっているところというのが公営企業ということでございますので、より適切な経理管理を行うためにこういうふうな組織を一本化するということでございます。それともう一点、医療費の抑制とかそういう観点ではございませんが、現実的に担当部局としては、一方では健康づくりとか医療保険の支出をやっぴり少なくして、保険料を安くしようというようなことに努力するわけでございます。市立病院の運営につきましてはやっぱり、何度も繰り返しますが、入院や外来患者をふやすためどうしようかというようなことを考えてまいります。そういう中で、相反する目標を持つことによって、目標が見えにくくなるというか、自分のやっている業務が見えにくくなると、そういう観点で今回組織の見直しを行うということでございまして、病院そのものを見直すということではございません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

だから最初に言われた、複式簿記が不慣れだからより適正なというのは理由にならないと思います。こんなお粗末な理由で、こういう条例を上げたらだめですよ。それから、医療費の抑制の問題で矛盾が生じるということなんだけど、健康ということでしょう。健康は医療、栄養、運動、いろいろ要素がありますよ。飯塚市は、今まで一体にやる努力をしてきたんですよ。今の段階で、必要な人が必要な医療を受ける権利、これに矛盾するようなことを言い出したらだめですよ。それで、今おっしゃった2つの点は、意図としての説明を正直に言ったつもりかもしれないけれども、2点目に意味があるんじゃないですか。総医療費を抑制する。必要な方に必要な医療が提供できるということとは無関係の発想がないのか心配するわけです。それで、質問しますけれども、この議案提出に至る意思形成、どのようにやってきたのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（久家勝行）

今回の組織の改編を決定する内部の意思決定の手順といたしましては、これは毎年のごとでございまして、組織を見直すときにつきましては、5月ごろに今後の業務の状況を踏まえ、各課のヒアリングを行います。そのヒアリングを受けて、翌年度の組織の案を行革課でつくります。その案に基づきまして、部長ヒアリングを行い、最終的には行革本部会議で決定するというのが、いわゆる改編に伴う内部の意思決定の過程でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は今、あなた方が提出した議案第146号について質問しているんですよ。この議案提出に至る意思形成の経過を尋ねたんですよ。毎年のごとですけどもとか言うんだけど、毎年こんな議案出しているんですか。この議案の提出に至る意思形成の経過を聞いてるわけですよ。答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（久家勝行）

すみません。質問の確認でございますが、その意思形成というのは、内部だけではなく、外部の機関も含めてのどういうふうな過程でこういうものを見直しを進めてきたかということによろしいでしょうか。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議案を提出したのは、あなた方ですよ。市長なんですよ。議案提出、いきなり一夜漬けで出しますか。毎年のごとだから出すわけでもないでしょう。この住民の命と健康に関わる重大な議案をあなた方出したんですよ。質問の再確認とかあるわけないでしょう。聞いたとおりですよ。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（久家勝行）

大変失礼いたしました。再度、今回の組織改編の意思形成の過程についてご説明させていただきます。この病院事業の所管部署は、企画調整部から福祉部局の健康増進課へ所管替えを行ったときから組織上の課題でございました。理由といたしましては、先ほどから説明していますとおり、医療費の関係でございます。そのような中、平成29年度の部の再編を検討する中において、地方公営企業を一体化して運営することで、市として市立病院に対する運営姿勢や経営責任を明確にすることができるという意見もあり、行革の幹事会や本部会議で検討してまいりました。そして、平成27年12月に内部の意思決定を行っております。なお、この改編につきましては、市長部局の事務分掌条例との兼ね合いがございましたので、本年9月に、先に市長部局の事務分掌条例を議会に提案させていただいております。そして、議決をいただきましたので、この12月議会に本条例を提案させていただいたものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市民になぜかと聞かれて、わかりやすく説明できなければならないわけですが、私は、今の説明のほかに、この市立病院の運営事業にかかわって、それ自身の論理の中で、この改編が必要であるという判断をしたのか、疑問に思うわけです。この議案が提出されるには、この9年間の病院運営を、その目的に沿って反省し、成果、今後の課題を明らかにした中で行われなければならないと思うんです。先ほど説明された以外の、今言ったような検討をどのように行ったのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

飯塚市立病院は、御存じのとおり平成20年3月に筑豊労災病院の廃止に伴い、廃止後の後医療対策といたしまして、平成20年4月1日に開設をしたものでございます。当時250床の地域中核病院を直営により運営することが困難であったことから、地域医療振興協会を指定管理者とする現行の形による運営を行っているところでございます。これによりまして、250床の病院の廃止という地域医療の危機を脱することができたことにつきましては異論がないというふうに考えております。しかし、開設当初の市立病院は筑豊労災病院の施設等をそのまま引き継いだため、施設は老朽化し、常勤医師も十分に確保できていない状況でございましたが、地域医療を守るため、これまで懸命に運営を行ってきております。その結果、現在では非常勤医も含め、医師数の状況は当初の計画を上回っており、医療施設においても医療機器の更新をするとともに、間もなく市立病院の一部建てかえ事業、これも完了いたしますことから、市民の皆様が安心して質の高い医療を提供できているものというふうに考えております。また、このエリアに不足しておりました回復期病床、この充実についても、地域医療の課題でございましたが、これについても、現在解消に尽力をされております。また、市民の皆様からの苦情と申しますか、さまざまなご意見も、当初各方面から寄せられておりましたが、現在は非常に減ってきておまして、職員の対応についても、国の病院であったものが、市立病院、市民の病院との意識も定着している結果であり、苦情等が全くなくなったとは言えませんが、お褒めの言葉をよく伺うようになってきております。私どもも患者として、市立病院を受診しておりますが、職員の対応については、満足できるものというふうに考えております。そのような中、課題といたしましては、経営的には赤字経営が続いておまして、市が負担いたします負担金を除きました病院収支だけを見ますと、開設以来、毎年度赤字決算となっております。今後、安定した病院運営を行うためには、さらなる収支の改善が必要であるというふうに考えております。

一方、先ほどご答弁しておりましたように、市長部局におきましては、重要な課題の一つでございまして医療費の削減がございまして。そのためには不必要かつ過度な医療については抑制をする

必要があるとともに、在宅医療の推進も必要であるというふうに考えますが、これらの施策は医療機関の経営安定には必要な医業収益の増収とは逆方向の施策であると言えます。これまで申してきましたような課題につきましては、開設当初より問題とされていた点でございますが、これまでこれらの課題の解消について検討がされてきておりましたが、間もなく一部建てかえ事業の完了というタイミングを捉え、課題の解消を目的に、所管部局を企業局へ移管しようとするものでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

9年間の病院運営そのものに着目して改編が必要かどうかということについては、本市の市立病院が指定管理によるものであると、地域医療振興協会に指定管理しているということを抜きに考えることはできません。地域医療振興協会は、私が9月議会で明らかにしたとおり、指定管理を受けた平成20年の段階で全国で22の医療機関の院所を担当しておったわけですが、この間に急速に担当する医療機関院所がふえて、約70に上るに至っています。先ほど、市立病院、医師も充実するというふうに言われましたけれども、その一方で、この2年間で看護師が13%減少し、そして、この1年間で入院患者が21%ふえるというような状況のもとで、非常に深刻な労働実態、したがって医療サービス水準についての不安があるわけです。

その流れの中で、今回のことがどうなのかということが問われるんだけど、先ほど不必要な医療の削減等を市長部局、市長サイドがしていかなければならないというふうに言われました。よく考えてもらいたいんですけども、本市はそのようなことを言ったことがないわけです。飯塚市はどのように言っているかということ、早期発見、早期治療、あるいは病院にかかる必要がないような健康、皆さんは健やか、幸せと書くんですけども、そういうまちづくりをしていくんだと。何をもって不必要な医療というのか。市立病院の中に不必要な医療が今あるのか。そういうことではないでしょう。必要だから医療を受けているわけで。そこでの考え間違いが、皆さんの中にあるのではないかと心配するわけです。そういう市がこの間掲げた基本政策との関係で矛盾のあることが、なぜ生じてくるのか、あるいは生じていこうとしているのかということについては、私はどうしても国の関与、それを受けた福岡県の関与が本市にあったのではないかと関心を持たざるを得ないわけです。先ほど、行革課長、健幸・スポーツ課長の意思形成過程でどういうことがあったかと聞きましたけど、この国、あるいは福岡県と相談なしにこういうことをするはずがないわけですが、どういった協議をしましたか。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

企業局への移管について検討するに当たって、国の機関との協議をしたのかということですが、内部組織に関することですので、国の機関との協議は行っておりません。また、県との協議につきましても同様でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それは確認しますよ。それから、指定管理者、地域医療振興協会とは、この件についてはどういった協議をしていますか。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

指定管理者とは協議をしております。指定管理者におきましても、問題はないというご意見でございました。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

今のところは、ぜひ厚生委員会でも詳細に審査していただきたいと思います。

続いて、飯塚市の管理運営協議会の構成メンバーでもありますけれども、代表を出しているところでもありますけれども、医師会とはどういう話し合い、あるいは協議を行っているか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

医師会との協議でございますが、市立病院と医師会との協力関係につきましては、所管の変更、この件につきまして影響がないため協議をしておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それでは、病院の職員、労働者、さらに患者、それから医療のことに明るい弁護士など、専門家の意見などは聞かれておりますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

組合というのは、市立病院の組合のことかと、お尋ねのことかと思いますが、市と地域医療振興協会、この関係には変更がございません。そのため協議をいたしてしておりません。また、患者様ということは市民の皆様というふうに考えられますが、市立病院で提供いたします医療サービスについても変更がないため、協議等、お知らせはまだしてしておりません。また、弁護士等の専門家についても同様でございます、意見を聞くことはしてしておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それでは次に、他の自治体、病院を抱えている自治体が幾つもありますけれども、それらの自治体の病院事業において、担当部門がどうなっておるかについて調べて研究したと思います。その状況を聞かせてもらっていいですか。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

担当部局ということでございますが、それぞれの自治体におきまして、差がございますので、一律に判断がしかねるところがございます。そこで今回の変更につきまして、法的な側面といたしまして公営企業法の一部適用から全部適用という変更が挙げられます。そのため、一部適用をしている病院と全部適用している病院という形で整理をいたしましたら、全国の公立病院のうち全部適用をしている病院が、376病院で46%、一部適用をしている病院が449病院で54%でございました。さらに指定管理者による運営を行っている全部適用病院は74病院で9%となっております。また、病院事業以外の他事業とあわせて公営企業局を設置しているのは、高知県、愛媛県において、いずれも電気事業及び工業用水事業との共同設置ということの例がございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

担当を企業局など設けて全部適用にするという少数派の道を飯塚市が進もうとしているわけですね。それで、先ほど言いました9年間の病院運営の成果と今後の課題という点について言えば、私は、私自身が9月議会で質問しました幾つかの問題について、今度の改編に当たり、それがどのように反映されているか、当然ながら関心を持っているんですけども、市立病院管理運営協議会について、私は、3つの事実を指摘しております。第1は、この管理運営協議会が健全なる病院運営に資することを目的としていること。施設のこと、管理運営のこととともに、市民等の提案、意見等に関することを協議すべき事項に規定している。この事実ですね。第2は、市民等の提案や意見等に関することとしては、患者、地域住民、病院職員や家族から多くのものが既にこの間寄せられてきたこと。第3に、にもかかわらず、この提案や意見等が全く報告もなければ協議もしてこなかった、この事実。私は、病院管理運営協議会の先ほど紹介した目的に照らせば、その目的に従ってまともに運営ができたか問うたわけです。齊藤市長は、それに対してこのように答弁されたんですよ。その答弁の中身が今度の議案の中に反映されてるかということなんです。齊藤市長はこう言われたんですよ。「市立病院として、今後、先ほど言われる40億円もかけてつくっている病院に対しては、市民が喜んでもらう、市民が安心してもらえるというようにしていかなければならないことは確かであります。（中略）飯塚市立病院として立派な病院になっていかなきゃならないと、またしていかなきゃならないという思いでございますので、今の質問者の問題に関しましては、真剣にしっかり考えて、またいつかご回答をしたいと思います。」と答えられたわけです。きょう、その回答がある日ではないかと思うんです。反映していますか、今度の。どのように反映しているか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

お尋ねの管理運営協議会につきましては、現在、上程しております条例の第8条のほうにうたっております。ただ、管理運営協議会につきましては、この条例案を議決いただき確定した後に、改めて規則によって組織及び運営について定めることとなります。そのため、その内容について、まだ確定をしたものがございません。現時点で想定されますのは、企業局が所管となることから、委員構成に病院事業管理者が入り、担当部長にも変更があるものと想定はされております。基本的には条例の内容に変更がないことから、運営協議会についても大きな変更の必要がないものというふうに考えております。先ほどご質問の所掌事務等につきましても、現在のところは変更がないのではないかと思います。そのため、今後その運営においてご提案を、さきの議会でご指摘いただいた点等につきましては、今後その中で、またさらに検討がされていくものというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

最後にしたいと思いますけれども、私は、市長が、真剣にしっかり考えてまたいつかご回答したいというふうに言われたんですけども、それとこの議案が本来別のものであるはずはないと思うんですね。今の答弁だと、その先の話だというようなことなので、納得がいかないわけですけども、私は病院設置者としての市、指定管理者としての地域医療振興協会に、地域医療に対する責任、患者と地域住民に対する誠実さが欠如していないか、さらに掘り下げて検討する必要があるということも指摘してきたわけですね。その上で、次の協議会までに急ぐべき改善策を3つ提案しています。第1は、弁護士のほか、患者等市民及び病院職員の立場にある人を3人ずつ早

急に加えること。第2は、管理運営協議会では必ず市民意見、提案について報告し、協議を行うこと。第3は、市民や病院職員に開かれた活動と運営改善を図ることです。この緊急の3つの提案については、議論し、この議案上程に当たり反映させたか、その立場があったか、最後にお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

健幸・スポーツ課長。

○健幸・スポーツ課長（實藤和也）

ただいまのご指摘のありました、委員の変更、増員につきましては、9月議会におきましても、その必要はないというふうに見解を述べております。また、それ以外の特に内容につきましては、今後、検討される中で、改めてそのあり方について、検討していくものというふうを考えております。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。

次に、議案第148号について、24番 道祖 満議員の質疑を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

議案第148号について、お尋ねいたします。まず今回、若菜児童館建設工事を落札されておりますけれど、この受注した業者はS Iのランクの業者なのかどうか、まず確認させていただきます。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

今回落札した業者は、I等級の業者でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準というのがありますが、この内容によりますと、工事金額は1億5千万円以上の場合、業者ランクがS Iというふうに規定がされております。今回、今ご答弁があったように、I等級のランクの業者が入札に参加して落札しておりますけれど、その理由はどうなっておるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

今回の若菜児童館建設工事につきましては、税込予定価格が1億6276万6800円で、飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領運用基準では、原則として別表で、建築一式工事のI等級については、税込設計金額6千万円以上、税込予定価格1億5千万円未満、S I等級につきましては、税込設計金額6千万円以上、税込設計金額3億円未満と規定されており、本来であればS I等級での発注となります。しかし、今回の案件につきましては、告示する段階において、S I等級の業者が全て手持ちの状態であり、参加可能業者がいなかったため、運用基準の第2条第2号において、等級区分に関する要件については、土木一式及び建築一式工事の場合において、原則として別表に規定する設計金額に対応する等級に格付されたものを条件として設定するとしていますが、ただし書きがあり、S I等級区分の工事において、対象業者数が1者となる場合には、I等級業者も条件として設定すると規定しています。この運用基準では、対象業者数がゼロになることは想定されていませんが、今回、この運用基準に当てはめ、I等級を条件として設定いたしました。また、運用基準の第2条第6号、第2希望業者の参加に関する要件について、

告示日において第1希望の参加可能業者が1者以下の場合に条件として設定するとの規定もあわせて適用し、建築一式工事の第2希望に登録のある業者も条件として設定することを飯塚市業者選考委員会で審議決定し、告示を行い、その結果、建築一式工事I等級の業者1者と第2希望で建築一式工事の登録のしてある業者1者の計2者の申し込みがあり、入札の結果、建築I等級の業者が落札しております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この仕事は、本来であればS I等級の業者に発注するものであるということですよ、答弁では。それがS I等級の対象業者がないからI等級の業者に入札に参加してもらったということですけど、今答弁でありましたように、S I等級区分の工事において、対象業者が1者となる場合においては、I等級業者も条件として設定するとなっておりますよね。今回はその運用基準を対象業者がゼロになって、ゼロになりましたけれども、この運用基準を当てはめてI等級の業者を入れたということですけど、問題は、どこにゼロのときにはI等級の業者を繰り上げて入れますよということ、何で定められているのか。当てはめる根拠がどこにあるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

質問議員が言われますように、運用基準では、「対象業者が1者となる場合には」と規定しており、対象業者がない場合の規定がありませんが、先ほどと同じ答弁となりますが、業者選考委員会の審議の中で、1者以下の場合も当てはまると解釈し、I等級業者を条件として設定したものです。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ということは、基準があるけれど、業者選考委員会ですか、そこでは、基準はあってもその基準を採用しないと、その都度その都度、都合いいように基準をつくって、入札資格業者を決めるということですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

先ほども答弁いたしました、業者選考委員会の中において、当然今回ゼロになった場合の基準はありませんでした。ですから、この1者となった場合の基準を運用し、また工事概要、工事内容等も加味した上で、今回I等級業者を条件として設定するものと決めたものであります。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

もう1つ確認しておきますけど、以前にこういう運用をしたことはあるんですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

以前にS I等級がないということで、I等級業者におろした関係はありません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ということは、あなた方は新たな基準をつくったということですね。業者がいないから新たな基準をつくったんだということですよ。基準はきちっとつくっているけど、そのとき業者がいなかったから、都合よくつくったということじゃないですか。違いますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問議員がおっしゃるように、この運用基準の中ではS I等級がゼロ者の場合が想定されておりました。これは、運用基準が若干不備があるということで、おわび申し上げたいと思いますが、そういうことが基準の中に想定されておりましたので、先ほど課長がご答弁申し上げましたように、業者選考委員会の中で協議をいたしまして、ゼロ者の場合もこの運用基準を当てはめて、準用してやってはどうかということで、決定をして、今回の入札に至ったところでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

S I等級の業者がいなくなったということですが、S Iの業者は、どの時点でいなくなったんですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

前回の鎮西小中一貫校の発注段階で全て手持ちとなりました。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

S Iの業者が前回の鎮西小中一貫校工事が5工区出てますけれど、そのとき最後の5工区目を取ったのもS Iですか。それで全部なくなったんですか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開します。契約課長。

○契約課長（村上 光）

すみません、申しわけありません。最後にとった業者もS Iです。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

最後の5工区は1者しかいなかったんでしょう。そして、1者が100%で入札したんですよ。そのときは、何でS I等級区分の工事において対象業者数が1者となる場合においては、I等級業者も条件として設定するという規定がありながら、そのときはその運用基準がありながら運用基準を採用してないんでしょう。しましたかね。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

そのときは採用しておりません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

ということは、運用基準があつて運用基準どおりやらなくてはいけないときにはやっていないで、今度はまた運用基準があるけれど、運用基準には書いてないやり方を今回やっているわけですよね。それはあなた方は、自分たちで、基準というのはやっぱり、それはルールでしょう。ルールをそのときそのときに変えて運用すれば、信頼性がなくなるんじゃないんですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほど申しました、この一般競争入札の実施要領の運用基準に基づいて考えておりますが、その工事の内容等によりまして、中身を吟味した中で、最終的には業者選考委員会のほうで決定をしている状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

いいですか。市内の業者がS Iの業者が何者、I等級の業者が何者、II等級の業者が何者、III等級の業者が何者、私、何者あるか知りません、はっきり言って。資格の一覧表がきますけど、数えたことがないんですよ。それで、仕事を1年間に出す量も私は知りません。一応当初計画には載って来ますけれども、何本出てきて、S Iの仕事が何本だとか、そういうことは細かく、正直言って知りません。なおかつ、1つの仕事の工期についても、私が決めているわけではない。あなた方が全て決めているんですよ。あなた方が情報を全部持っているんですよ。あなた方が基準をつくってるんです。あなた方が仕事をするんだったら、全てが見えて、ちゃんとルールを持ってるんだから、ルールに従ってやるべきじゃないんですか。私はそう思いますよ。業者選考委員会が全てなんですか。やはり、そのときそのときにきちっと基準になるものに照らし合わせてどうするか、この仕事を発注するか、なおかつ、工期の問題、手持ち仕事の問題、全てを見て、仕事を発注するか、発注するときの形態がどうであるか。そんなことは基準があつてやってきているんでしょう。その基準そのものを壊してしまったら、信頼性がなくなるんじゃないんですか、行政に対して。業者選考委員会で決めました。運用基準を緩めました。だから、ご了承ください。御承知ください。そういうものではないんじゃないんですか。年度当初に仕事はいくつ出る。業者は何者いる。そしたら入札が、その時点で、どういうふうになる。業者が足りない、足りないならどうするか。一般競争入札の目的に合致するようにしないと、新聞に書かれてるように100%で入札しました。それがおかしい。おかしくないんですよ、ルールどおりにやっていたらおかしくないんですよ。ルールどおりにやらないから、おかしいと指摘されるんでしょう。業者の人たちも、きょうの西日本、明確に談合を否定しましたと書いてますよ、最後に。そして100%、鎮西のあれですよ。鎮西小中一貫校の建設工事の件ですけど、そして100%の横並びについてはこう強調した。入札の時点で、5工区で業者として参加できたのは5者だけ。競争してとる必要がないことはみんなわかっていたと思う。こちらは公募のとおりやっている。業者さんはそうですよ。ルールどおりやってるんだから、発注者のルールどおりやっているんだから。発注者側が一般競争入札の目的とか趣旨をはき違えたらどうしようもないじゃないんですか。業者さんが悪いわけじゃない。そうでしょう。そう思いますけど、どう思います。私はそう思う

けれど。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほども申し上げましたように、実施要領の運用基準が若干不備なところがあったというところは反省をいたしております。ただし、そういった基準をもとに、競争性の確保であるとか、履行の確保等々を考慮した中で、最終的には、先ほどから申し上げましたように、業者選考委員会のほうで、もろもろ勘案した中で、決定をさせていただいておるという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

全体を見ながら業者選考委員会で決めたというんでしょう。全部が見れますからね。業者の数も仕事の量も、手持ち仕事がどうあるか、そういうのが全て見えるから、見た中で業者選考の中で決めたと、業者選考委員会というのは何でもできるということですよ。そのときそのときにあわせて。そうでしょう、あなたの答弁はそういうことですよ。それともう一つお尋ねいたしますが、工事業者のランク区別は何のためにやってるんですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

格付につきましては、あくまでも品質確保を第一に目的としております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

品質確保を目的としてやっているということですけど、じゃあランクが下の業者が品質を保証できる、確保できるというふうに言えるんですか。あなた方はランクづけは、品質を確保するために設けてるんです。金額も決めて、これ以上の金額はどういう業者と決めておるわけです。この仕事はS Iの仕事なんだけれど、ランク下の業者が入ってもいいですよ。品質が保証できるんですか。ランクづけの意味合いがなくなってしまうじゃないですか。違いますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほどご答弁さしあげましたように、格付につきましては品質確保を目的といたしておるところでございます。運用基準の別表のほうで、その金額については規定いたしておりますが、原則としてこの表を適用するということとしてしておりまして、今回の案件につきましては、工事内容等々を勘案いたしまして、I等級でも施工可能という判断を業者選考委員会のほうでいたしまして、決定をしたところでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

だから、業者選考委員会で確認できるというんだったら、ランクをちゃんと上げておけばいいじゃないんですか、逆に。そうしたらランクの下じゃないんでしょう。あなた方は自分たちで基準を決めてるんですよ、全て。全部決めたやつを、基準を自分たちで壊すから、なぜ壊すんですかと言っているんです。そんなことしていれば信頼性がおけないんじゃないんですかと言っているんですよ。そのときそのとき都合のいい解釈で、行政運営をやったらいけないんじゃないんですか。物事のルールは基本的に全ての、全てとは言いませんが、ルールに従って、何でもやっ

ているわけでしょう。そしてもっとも規範になるのは、僕は行政だと思ってるんですよ。行政が自分たちで決めていて、自分たちで壊してしまったらどうしようもないじゃないですか。仕事ができる業者でしたからと、そうしたらランクのあり方を見直ししなくてはいけないじゃないですか。違いますか。取った業者は仕事ができるから、次からS Iになるんですか。この仕事が終わった段階、仕事を受注した段階、議会でこの議決が通った段階でS Iになるんですか。するんですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

この工事を施工したからといってS I等級になるというものではございません。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

だからランクの区別の、品質の確保の根底がよくわかんない。そのときそのとき都合よくやっている。そういうことになるのではないかと思いますけど。これ以上言っても同じ答弁しかしないんでしょうけれど、まあできない。しないんじゃないんでできないでしょう。できるんならしてくださいよ。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

今回の入札に関しましては、先ほどからご答弁申し上げているとおりでございます。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

これ以上言ってもらいがあかないと思っておりますので、審査要望をお願いいたします。所管の委員会で、この議案が付託される委員会において、品質確保を第一の目的としてランクづけをやっていると。しかし今度の業者は、S I等級ではなくて、下位の業者を入れましたと。品質確保はできるということですが、どういう観点で品質管理ができるのか。その点について、詳しく調査していただきたいと思えます。それは、S Iであればどういう仕事できていて、I等級の仕事の業者さんはどういうふうな品質確保に差があるのか。そういうことについて、詳しく調査していただきたいと思えます。なおかつ、これは入札制度の問題です。入札制度を扱っております総務委員会においても、こういうふうな業者選考委員会の中で、そのときそのときにあわせて、基準を逸脱した形で仕事の発注をすることがいいのかどうなのか。また、何らかの改善策があるのかどうか。時間をかけて、調査していただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員の質疑を許します。10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

私のほうからは、今回のこの建設工事に関する事業の目的、その経緯についてまずお聞きしたいと思えます。

○議長（鯉川信二）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（鈴木夏實）

児童館の建設の目的についてです。若菜児童クラブは、室内運動場がなく、児童1人当たりの生活スペースも他の施設と比較すると狭く、他の児童館との均衡化、平準化を図るために小学校区グラウンド内に児童館を建設するものです。穂波地区は小学校の余裕教室等に児童クラブを設

置しておりますので、遊戯室を持たない児童館として児童クラブを開設しております。若菜児童クラブは、児童クラブ入所児童が増加し、小学校の借用可能な教室もないことから、グラウンドの南側に、夏休み利用の児童も含み、遊戯室を含めた施設で建設するものです。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

続きまして、こちらの事業の財源の詳細についてお示してください。

○議長（鯉川信二）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（鈴木夏實）

財源の詳細について、若菜児童館整備事業の補助金として、子ども・子育て支援整備交付金を活用いたしますが、補助対象工事費は児童クラブの集会室4部屋のみとなります。財源内訳をご説明しますと、国が3分の2、県が6分の1、市が6分の1となり、4部屋で1億295万6千円となります。総事業費2億1309万5千円の約50%の補助率となります。残額の1億1013万9千円の80%の8811万1千円を社会福祉施設整備事業債にて借入れを行い、20%の約2202万8千円が一般財源となります。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

続きまして、今回のこの入札に関しまして、今年度に入って多発してます100%入札に当たる案件だというふうに理解してます。予定価格約1億6200万円に対し、落札額1億6200万円ということで、落札率が100%ということになってます。実際に、入札に関しては総務委員会のほうで所管事務とされているわけですが、今回のこの若菜児童館建設工事の契約締結議案に関連しまして、今まで総務委員会では、それぞれの年度ごとの全体的な落札率というのが示されてます。平成25年度から申し上げますと、216件で、これ全体ですけど、89.72%。26年度は211件で90.08%。27年度は194件で89.69%。28年度は9月30日現在ですけども、66件で91.68%。これが市発注の全体の落札率となっています。これに関しまして、昨今多く出ています100%入札に関しては、建築一式工事に関しての落札が多いかと思ってるんですけど、先ほど私申し上げました、この全体のうちの建築一式工事に関する件数と落札率を抽出して紹介していただけますか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

先ほどの議員が言われた総務委員会での報告については、病院会計の分が含まれておりませんので、今から報告する分については病院会計も含んだところでお答えいたします。設計金額130万円以上の建築一式工事の件数と平均落札率ですが、平成25年度は31件で、平均落札率87.38%。平成26年度は23件で92.22%。平成27年度は31件で90.67%。平成28年度、今年度は11月30日現在で13件で97.94%となっております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

25年度からは27年度の3カ年に関しては、大体90%前後で推移してきているんですけど、今年度28年度に関しましては、急に97.94%と、98%近くの落札率になってます、建築一式工事に関しまして。このはね上がり方というのに関しては、少し聞いていかなくちゃいけないかなと思ってるんですけど、先ほどの25年度から今年度28年度までの落札率の分で、建築

一式工事の等級別、等級ごとの落札率。少し詳細になるかと思えますけどお示しいただけますか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

建築一式工事の格付につきましては、Ⅰ等級からⅢ等級まで格付されており、Ⅰ等級に格付されたものの中にSⅠ等級の位置づけがあります。平成25年度から平成28年度につきましては、11月30日までの案件についてお答えいたします。まずSⅠ等級ですが、平成25年度は1件、平均落札率84.99%。26年度は0件。27年度は2件。落札率は96.79%。28年度は2件で100%です。Ⅰ等級につきましては、平成25年度は12件、平均落札率が86.45%。平成26年度は5件、89.46%。平成27年度が4件で、99.96%。平成28年度が2件で、99.81%。Ⅱ等級につきましては、平成25年度が12件で平均落札率が86.36%。平成26年度は5件で89.03%。平成27年度は12件で、88.54%。28年度は1件で、89.48%。Ⅲ等級につきましては、平成25年度が3件で、平均落札率が87.45%。平成26年度は3件で、87.74%。平成27年度は11件で、87.90%。平成28年度は0件でございます。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ただいまお示しいただきましたけど、数字から見ても、平成27年度、28年度の特にⅠ等級以上に関して99%以上というのが集中している報告であったかと思えます。それ以外に関しては、Ⅰ等級、SⅠ等級でありましても、25年度、26年度は、大体90%切ってる状態で受けていらっしゃる。Ⅱ等級、Ⅲ等級に関しましては、25年度から28年度に関しましても、ほぼ90%切っているような状態での落札になっておるわけですので、総じて27年、28年のⅠ等級以上というのに、高落札率が偏っている状況というのはちょっとどういった理由からなのかなというふうなのは、ちょっと不自然に感じざるを得ません。今回、この入札が行われたわけですけども、入札日のほうがことしの11月9日ということになってますけど、ここの入札に至るまでの経緯をもう少しお示しいただけますか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

10月19日に業者選考委員会を開催し、10月21日に告示を行い、参加申請締め切り日を10月28日、入札予定日を11月8日としておりました。2者からの入札参加申請があり、11月8日入札の結果、2者とも予定価格と同額での入札でありましたので、一旦入札を保留し、その場にて、応札業者2者から個別に積算と談合等の有無等について事情聴取を行いました。その結果は、2者とも自社での積算の結果であることと、他社との打ち合わせ、または話し合い等を行っていないとのことでした。加えて、工事費内訳書の提出を求めておりましたので、担当課の建築課のほうにおいて確認を行い、類似性等についてもないことを確認いたしました。その翌日、9日に飯塚市公正入札調査委員会を開き、報告をいたしました。その委員会の中において事情聴取の結果、2者の工事内訳書の再度の入念なチェックを行い、類似性も認められませんでしたので、問題はないと結論を得ましたので、その日の9日の昼から2者から誓約書を提出させ、同額でありましたので、くじ引きにより落札業者を決定いたしております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

すいません。一点、私のほうで調べていた部分と、少し相違があったんですけど、11月9日、

最終的にくじ引きが行われた午前に、委員会のほうがあったって今報告がありましたね。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

9日の午前中に公正入札調査委員会を開きまして、その結果、問題ないという結論を得ましたので、午後から2者来ていただいて、くじ引きを行っております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

一旦、入札を、11月8日にあった分を保留されて、その場で業者さんのほうから聞き取りをされたということなんですけど、実際その場合は、聞き取った結果というのは、先ほど建築課のほうもしっかりと精査して問題なかったというふうな答弁だったかと思うんですけど、実際それは業者さんのほうからは、適正に見積もった結果、こういった入札額になりましたというふうな回答があったということなんですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

業者の方につきましては、11月8日の入札時点で、2者とも予定価格同額でしたので、その時点で個別にお聞きしました結果、それぞれ自社での積算のもとに、予定価格での入札になったということ聞いております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

今の答弁からしますと、適正に見積もった結果、そういった入札額になったということかと思うんですけど、そうなりますと、市のほうで定めている予定価格、積算額ですかね、その分が、もともとその金額自体の妥当性といいますか、これが適正なのかという部分の検討等も必要になってくるかと思うんですけど、そもそもこの設計金額、予定価格の算出の出し方についてお示しいただけますか。

○議長（鯉川信二）

建築課長。

○建築課長（外崎正剛）

今回の事業の流れは、建物設計をコンサルにまず発注いたしまして、設計図書の作成と図面に基づく数量書及び公共建築工事積算基準に準じた概算工事費内訳書の提出を受けまして、建築課のほうで刊行物や見積もり等により直近の単価を使用して、資材費や人件費など工事に必要と見込まれる費用を組み入れ、積み上がったものが設計金額となっております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

この設計金額から最低制限価格というのも出されるかと思うんですけど、この金額自体の算出がそもそも市として適正じゃないんじゃないかというふうな見解を持たれてますか。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。もう一度、質問よろしいですか。

○10番（永末雄大）

先ほど、設計金額の算出方法についてお聞きしましたが、そもそもこの設計金額というのが、通常入札されるときに、最低制限価格から設計金額、予定価格の間で入札されるというのが多く

あっているわけですが、これだけ予定価格での入札が多いというのは、業者さんが見積もられて、予定価格で入札されることが多いということは、そもそもこの予定価格の算出というのが市として妥当な金額なのかというところが疑われるといたしますか、妥当な金額なのかなというところをちょっとお聞きしたいなと思つての質問です。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

先ほど建築課長が説明しましたように、設計金額につきましては、それぞれの単価表で単価を見積もったものを積み上げたものが設計金額となっております。予定価格につきましては、その設計金額で設定しておりますので、特段、飯塚市が極端にほかの自治体と比べて低いということはないかと思います。それと最低制限価格につきましては、設計書をもとに直接工事費等の4項目に、中央公契連モデルの率をそれぞれ掛け算出しますが、細部については非公開となっております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

特に市の見解としては、算出、積算金額、予定価格というのが、極端に低いというふうには当然捉えてないということでもよろしいですね。わかりました。

あと一点だけ、先ほどちょっとお聞きしましたが、11月9日午前中にあった公正入札調査委員会、この委員会に関してちょっとお聞きしたいと思います。この委員会の委員構成と、この委員会のそもそもの目的を答弁いただけますか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

飯塚市公正入札調査委員会につきましては、要領で定めております。委員長につきましては、総務部長を委員長とし、委員は、都市建設部長、都市建設部次長、土木建設課長、建築課長、農業土木課長、上水道課長、下水道課長、及び契約課長をもって9人で構成しております。この目的につきましては、建設工事の入札の適正を期し、談合情報がもたらされた場合や、また、談合の疑いがある不自然な入札で行われた場合に対して的確な対応を行うため、この調査委員会を置くようになっております。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

今お聞きするところによりますと、委員構成というのは、市の幹部の方で構成されている委員会ということなんですけど、例えば、この委員会の中に外部の方が入ってもらって、内部の目ではわかりにくい部分というのを外部の目からしっかりと厳しく調査していただくというふうな形の検討とかもできるんじゃないかなと思うんですが、そのような部分に関する見解、お示しいただけますか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

この調査委員会はいくまでも内部的な委員会でありまして、外部の方を入れますと、当然、企業との事情聴取とか、そういった調査権限は実際ありませんので、今のところ外部の方、第三者が入っていただけての検討は行っておりません。

○議長（鯉川信二）

10番 永末雄大議員。

○10番（永末雄大）

ただ、この100%入札というのが多発しているこの状況というのは、当然市としても市長の答弁からもありましたように、やはり問題として捉えられているということで、当然入札に関しても総務委員会のほうで特別付託案件としてやられているかと思えますので、そういった部分、やはりこれがずっと続いているということは、何らかの形で、どこかをしっかりと扱っていかなくちゃいけないというのは当然あるかと思えますので、そういった部分の検討等もしっかりやっていただきたいという部分、これは総務委員会のほうで、今入札のことをやられていますので、そこで検討していただきたいという部分、要望させていただきます。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員の質疑を許します。26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

同じ内容の質問に、重複した部分も多々あると思えますけど、質問をさせていただきます。入札の結果と状況について詳しく説明をいただけますか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

先ほどの答弁と重複するかと思えますけど、今回の入札につきましては、11月8日に入札を行いましたところ、2者による入札が行われ、お二人とも、予定価格100%入札でしたので、その日は一旦保留し、翌日の9日に入札公正調査委員会を行いまして、問題ないということで、9日の午後に入札を行い、くじ引きを行って決定しております。その際には2者からの申し込みでしたので、2者とも事情聴取等を行っております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

この入札に関して一度、落札決定を保留して事情聴取を行い、その結果を受けて、くじ引きを行ったということだが、今までと違う対応をしたのはなぜですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

今年度に入りまして100%入札が続く中、前回の鎮西小中学校建設工事の入札結果等を受け、仮に全者予定価格での入札が行われた場合は、入札を一旦保留し、事情聴取等を行うこととしておりました。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

今、答弁されたことですが、鎮西小中一貫校に関してはその日にくじ引きをされたんですか。今回の分は翌日にしたということで、今回は1件の事案ですよね。前は5件、事案が、入札があったと思います。それを、5件の事案をその日に抽せんして決定していったと。その違いはどこがどう違うんですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

先ほどお答えしましたように、鎮西小中学校の入札結果を受け、いろいろな議会等からまたいろいろご指摘を受けた中で、今後の案件につきまして、こういった形になれば、一旦入札を保留

し、事情聴取等を行うことと内部で決定しておりましたので、そのような形で行ったまでです。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

その件はまた後で質疑をさせていただきます。

次に、S I等級の業者がいなかったから、一般競争入札実施要綱により、第2希望及びI等級の業者まで条件を広げ、告示したとのこと。そこで、以前、子育て交流プラザの新築工事、これも議案であったが、このときの参加要件についてはどうなっているのか。また、このときの手持ちでないI等級の業者の状況もあわせてお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

質問議員がお尋ねの平成27年12月議会において議決をいただきました仮称子育てプラザ建設工事につきましては、参加基準を建築S I等級で公告しましたが、その時点で手持ちのないI等級の業者は4者おられました。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

先ほど、道祖議員が質問されたのとほぼ同じような内容になるかと思えますけど、子育て交流プラザの発注に関して、一般競争入札実施要綱のI等級におろすことができる旨の条文を適用せず、1者しかいない業者を対象として、告示したということでありますよね。これは、予定価格が1億5千万円以上の工事についてはS I等級でなければならないという基準を重視した結果だと思います。それは、どうですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

子育てプラザ建設工事につきましては、本来発注対象でありますS I等級の業者が1者おられましたので、大型発注が続く中、品質の確保や工事概要等、業者選考委員会において審議し、対象業者がS I等級1者でありましたが、I等級は条件として設定せず、告示し、決定いたしております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

だから今、私が申すように、一般競争入札実施要綱の分を重視したという捉え方でいいわけでしょう。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

先ほどの運用基準では、S I等級業者が1者となった場合は、I等級も対象として条件で設定できるとありますけど、今回の子育てプラザのときには、実際にS I等級が1者でした。手持ちのないI等級業者が4者おられましたけど、I等級業者までの条件は下げておりません。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

だから今、私が言ってるでしょう。一般競争入札実施要綱を重視したという捉え方でいいわけ

でしょう。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

何度も同じような答弁になりますけど、基準では、S I 等級業者が1者となる場合は、その下のI 等級業者も条件として設定するとなっておりますので、そこを設定できるではなくて設定するとなっておりますけど、今回は設定しておりません。子育てプラザのときはです。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

あくまでも対象業者が1者となった場合はI 等級も条件として設定するという一般競争入札実施要綱がありますよね。このときには、その要綱はS I 等級のみと、基本S I 等級であるから、それを重視したということでしょう。そのあたりを再度確認させてください。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。契約課長。

○契約課長（村上 光）

今回、子育てプラザにつきましては、大型発注が続く中、品質の確保や工事概要等、加味した上で、業者選考委員会において審議し、対象業者がS I 等級1者でありましたが、I 等級は条件としないことを設定いたしております。条件としないことを設定して、決定しております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

ここで時間をかけて、何度も議論をしても一緒だと思いますけど、あくまでもあなた方は一般競争入札実施要綱、基本ですよ、がある2条の2項、この部分の上のほうだけを重視して、このときは実施されたわけです。基本的にそのことをいつまでも議論しても一緒でしょうから。

次に、品質の確保のためS I 等級へ発注したと、今答弁されましたよね。そして、この格付の基準となるのは、総合点数であるわけです。執行部は今まで参加見込み業者数が少ない中でも、100%の入札結果を受けようとも、品質の確保を堅持してS I 等級へ発注してきたわけであり。しかし、今回の議案については、点数の足りない業者も対象にして告示を行っています。これはどういうことで、そういうようなことをしたわけですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほど、同僚議員さんからのお尋ねのときにも申し上げましたが、先ほどの別表をもとに、工事の発注については、入札については、それを原則としておりますが、今回、大型発注が続く中で、限られた業者、その中で工事の履行を確保するという観点から基準、不備もございましたが、この基準をもとに、今回業者選考委員会の中でI 等級の業者を入れた中で入札をしようということで決定をさせていただきました。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

さきで開催された総務委員会で、私の質疑に対して契約課長は、予定価格1億5千万円以上の建築工事についてはS I等級の仕事になると答弁がなされました。これに間違いございませんか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

先ほどの総務委員会のお答えの分ですが、あくまでも別表につきましては、原則としてあの表のとおり入札の参加を条件づけるということで、あくまでも原則ということであります。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

私が質問している分は、あくまでもS I等級の仕事については、1億5千万円以上、I等級については1億5千万円以下ということで、あなたははっきりと答弁されてあるんじゃないですか。そのことを聞いているんですよ。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

あくまでも別表に記載されてありますI等級については、税込みの設計金額が6千万円以上で、税込みの予定価格1億5千万円未満、S I等級につきましては、税込みの設計金額6千万円以上、税込みの設計金額3億円未満となっておりますが、あくまでも原則ということで、この表に当てはめておりますので、今回につきましては、S I等級の案件の発注でしたけど、S I等級がいませんでしたので、基準を運用しまして、I等級の設定といたしたということでございます。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

あなたははっきりとこう、会議録にも私取ってますけど、I等級に限りますと6千万円以上から1億5千万円未満の分の該当となりますということをはっきり答えられてあるんですよ。それと、今I等級しかありませんでしたと。第1希望と第2希望を飯塚市は指名受付をされてますよね。第2希望は何のために、飯塚市は指名受付をされてあるんですか。そのあたりをご説明ください。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

工種によっては業者数の少ない第1希望工種もありますので、全ての工種について第2希望の受け付けを行っております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

じゃあ、この第1希望、先ほども同僚議員が質問された中で、いつの段階でS I等級がいなくなったのかということで質問されて、鎮西小中一貫校のときになりましたと。であるならば、なくなった場合は、第2希望のS I等級の業者がおるわけですから、そこをやっぱり今回も告示の要綱の中に入れてあるように、そこをやっぱり重視して、子育てプラザと同じようにされるべきであったんじゃないですか。それと、今回の告示については予定価格が1億5千万円を超え

ており、本来ならばS I業者が対象となるところ、S I等級の業者は全て手持ちの状態であるため、一般競争入札実施要綱によってI等級及び第2希望の業者に参加資格を与えた。品質の確保の観点から、業者の点数は絶対であると考えます。第2希望の業者を登録している意味は、今言いますように、第1希望が業者さんがなくなった場合には、第2希望に移行すると。行政が一番助かる形ではないんですか。そのために第2希望を受け付けしてあると私は解釈しております。そのあたりはどんなふうですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

今回の発注時点では、第2希望の業者も対象業者がおられましたけど、運用基準の第2条第2項で、まずS I等級の区分業者がない場合は、対象をI等級と条件できるというところを解釈しまして、こちらでまずやっております。ですから、こちらで実際対象業者が1者となっておりますので、次の第2希望まで枠を広げたような形になっております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

あなたね、何度もそのことの説明をしておりますけどね、この別表に、これはどういう解釈するんですか。金額は設計金額、税込みとする。ただし、I等級の項中1億5千万円の部分を除くということと、I等級の項中、1億5千万円の部分は予定価格、税込みとすると2通り書いてあるんですよ。どちらでもないような形を、あなた方はその要綱の中でつくってあるんですよ、運用要綱の中で。だから一貫性がないことはもう確かに、ここで明確に出てきておるわけですよ。だから、先ほども同僚議員が何度も言うように、やっぱり行政、一貫性を持ってやらないと、疑問ばかりが残るような状況になるわけですよ。

そこで、告示の内容については業者選考委員会で決定していると先ほどから何度も言われております。このような一貫性がない発注がされているところを見ると、しっかりとした審議がなされているのか疑問であります。活発な議論がなされているのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

業者選考委員会においては、工事担当課より工事概要等の説明を受け、業者の状況も付議し、参加基準や参加要件等を審議し、総意のもとに決定いたしております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

先ほどの同僚議員の質問の中で、選考委員会の中で、あくまでも技術的所見からいってI等級でも品質管理はできる、できないの判断をしましたと。あなた方は建築に対して、そういうその事業に対して、専門家ですか。選考委員会の中で何人おられるんですか。選考委員会の中で専門、そういう専門職は。これが3億円未満の事業であれば、品質管理、品質確保ができる事業であるならば、I等級でも、今から今後は全部、参加させるんですか。そのあたりはどう判断されてます。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

あくまでも、今議員が言われますように、当然、工事概要等、そういった中を審議した上での決定となりますので、全てがI等級におろすということはありません。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

だから全てがということを私は言ってるわけではないでしょうが。事業の案件によってI等級も参加できる。これはSI等級でないと品質管理、品質の確保ができないというのはどこであなた方はわかるんです。今、指名選考委員会、この中は11名おられると思いますよ。その中でそういういったことがわかる方は何名おられるわけですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

業者選考委員会の委員は全部で12名おります。そのうち事務職員が3人で、後は土木の技術職員、9名ほどおられます。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

建築は何名ですか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

建築関係は建築課長1名です。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

今から先も建築事業については建築課長の1名で、これはI等級まで下げてもいいですよとか、これはSIでないとだめですよとか、そういった判断で指名選考委員会の中のその議論はなされるんですか。そうじゃないでしょう、基本は。行政は一貫性を持って格付をされてあるわけでしょう。しかも格付というのは経営審査事項で業者が受けた点数ですよ。しかも、今回の参加されている業者さん、これは落札されてある三協技建株式会社、これは経営審査事項点数、客観点数かな。これは何点ですか。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。契約課長。

○契約課長（村上 光）

申しわけありませんでした。今回落札しました三協技建につきましては、総合点数が825点であります。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

議案となる工事については、選考委員会があろうとも最終決裁者は市長であると思います。市

長は、この新聞報道で100%入札は望ましくないと言われた。また、100%入札である議案として上程する前に、今回の件について、経過等をしっかりと協議がなされましたか。市長にお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

申しわけありません。（発言する者あり）質疑の――。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩します。

午後 2時36分 休憩

午後 2時36分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。市長。

○市長（齊藤守史）

今、総務部長が立っていたのは、業者選考委員会の流れを話した上で、私に振ろうという流れだったと思います。私自身も業者選考委員会には入っておりませんで、そのトップは副市長でございまして、その流れの中で話を受けた中で、私自身も設計等土木等に関する知識等は全くございませんので、そういう流れの中から選考委員会というのを設置して、そこで審議を受けた上で、みんなの意見として、こういうふうに向向性等まとまったと。では、それで事業としてやれるのか、また、納得できる仕事ができるのかということの確認をした中で決定をしているところでございまして、そういう意味を含めて私のほうは決裁をしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

高い落札率が続く要因は、私も理解するところではあります。このような時期であるからこそ、執行部には一貫性、疑義を持たれないように、あらゆる場合でも一貫性が求められる。今回の告示には一貫性がないと考えます。そのあたりは選考委員長である副市長、ご答弁願います。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

今回の議案について、担当課長それから部長から、その経緯については説明したかと思いますが、確かに運用基準というのを設けております。今回、その運用基準に、準用したとか、若干指摘があったように、運用基準がころころころころ、その都度その都度変わっていいのかというと、これは決して望ましいことではありませんし、その不備な点、あるいは少し足りなかった点については十分反省して、今後そういうことはないように、きちっといま一度この運用基準について整理をしたいというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

先日、総務委員会において、入札制度のあり方についての審議をしてまいりました。今、副市長が言われるように、その段階でこの事案は告示をされてありましたよね。そのあたりはどうか。

○議長（鯉川信二）

契約課長。

○契約課長（村上 光）

前回の総務委員会が11月1日だったかと思います。この案件につきましては、10月21日に告示しております。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

ならば、入札制度のあり方についてを総務委員会で審議をしておったわけですよ。では、その段階において、今、副市長言われるように、そのときそのときで運用を変えるような形であるならば、そのときにきちっとね、今回はこういう形で告示をしましたという周知義務があるんじゃないですか。我々委員会、何のために開いてますか。今、あなたが言われるような形で今後はそういうことのないように、きちっとやっていきますと。ということは100%あなた方は今回のやり方については間違いがあったということは、はっきり認めたような形にしかありませんよ。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

決して間違ったというふうには思っておりません。要は、この適用が、この要綱が不備というのは、対象事業者数が1者となる場合、これは所管の課長が答弁したかと思いますが、先ほど来、質問者が言われるように、平成26年度から、この大きな大型事業の発注件数が非常にふえて、結果として、今回の事案についてはS I業者がいなかったという事態になりましたけど、こういう事態がもともと要綱の段階では全く想定されていなかったという不備は、これはもう正直にそのとおりであります。ただ、それとは言いながらも、この案件をきちっとするためには、業者選考委員の打ち合わせの中で、全体の総意として、今回のような方向で、この要綱を適用して、準用していこうということを業者選考委員会の中で決定いたしましたので、これが間違っていたというふうには思っておりません。

○議長（鯉川信二）

26番 坂平末雄議員。

○26番（坂平末雄）

いや、あなた、おかしいでしょう、今の答弁は。先ほど、こういうことは、そういうふうな判断をされた場合には、そういうふうな判断に取られてあると。だから、今後はこういうことはないようにいたしますと。十分、反省する部分がありますと。あなた、たった今答えたばかりですよ。だからそれが、私が言ってるのは、基本的に今まであなた方のやってきたこと、我々、総務委員会において、入札制度についてずっと審議をしますよね。その中でも言ってるような状況が既に告示した後に我々委員会開いたわけですよ。その中でも、あなた方、報告をね、執行部は全く委員会には報告しない。既にそういったその特例的な、その場その場のやり方でやっていってる執行部のあり方について、入札制度について話をしていく中において、あなた方は何一つ説明しない。そして、結果としてこういう議案をぼんと出す。おかしいでしょう、やり方が。じゃあ、委員会に対してそういった告示を、実はこうこうこういうことで、S I等級の事業だけどI等級もこの運用要綱に入ってるように、こういうことで今回はやっておりますよというのは、事前にやっぱり報告すべき、周知義務があるんじゃないですか。それを無視してね、ただ契約議案だけポンと議会に出す。これを議会が可決すれば、議会がそれを容認したという形にしか取られませんよ、一般市民的には、市民からは。だから、もう少し議会のほうの立場もあなた方考えてやっていただかんと。指名選考委員会、先ほどから何回も同じことを言うようだけど、技術的に、例えば1億5千万円を超えても、I等級でも事業によってはできる案件であればI等

級も参加させます。それはそのときそのときのあなた方の口実にしか取れないわけです。だから、何のために運用基準を設けているか、別表2というのはきちっと明確に書いてあるでしょうが。ここの項中の破線のところ、これはぼかして書いてるんですよ、あなた方。これをきちっとやったり是正してもらわなきゃだめ。だから今回は入札制度の事案ではございませんので、最後に、しっかりと、この案件については厚生委員会に付託をされますんで、厚生委員会の中でしっかりと審議をしていただくようお願いをいたしまして、この質問はこれで終わります。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。

次に議案第149号から議案第159号までの11件についてはいずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

以上本案34件については、お手元に配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

「議案第160号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」までの14件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（田中秀哲）

ただいま上程になりました議案のうち、まず予算関連議案の提案理由につきまして、別冊になっております「補正予算書」によりご説明いたします。

3ページをお願いいたします。「議案第160号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」につきましては、第1条で、既定の予算総額に4705万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を727億7057万6千円とするもので、今回の補正につきましては、国家公務員の給与改定が行われたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するものでございます。

33ページの「議案第161号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から77ページの「議案第166号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」までの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正しようとするものでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、別冊の「水道事業会計補正予算（第2号）」と記載しています予算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。「議案第167号 平成28年度飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」から13ページの「議案第169号 平成28年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」までの企業会計につきましては、一般会計と同様の理由により補正しようとするもので、3会計の人件費366万9千円、それに伴う負担金等で29万5千円の追加をいたしております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。「追加議案書」をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。「議案第170号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、介護時間の新設など関係規定の整備を行い、また、現在45分の休憩時間を、来年の4月1日から1時間とするため、所要の改正を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第171号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するため、関係規定を整備するものでございます。

15ページをお願いいたします。「議案第172号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたので、こ

れを参考にして、職員の行政職給料表、勤勉手当の支給率及び扶養手当を改定し、その他関係規定を整備するものでございます。

31ページをお願いいたします。「議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「福岡県公立学校職員の給与に関する条例」が改正されることとなり、福岡県公立学校職員の常勤講師の給与改定が行われることとなったので、これを参考にして、本市教育職員の給与を改定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案14件は、お手元に配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が2件あります。お手元に配付しております請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第9号」は、市民文教委員会に、「請願第10号」は、総務委員会に、それぞれ付託いたします。

お諮りいたします。明12月14日から12月21日までの8日間は、休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明12月14日から12月21日までの8日間は休会と決定いたしました。なお、この間、ご苦勞とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時54分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	28番	梶原健一
14番	江口徹		

(欠席議員 1名)

27番	森山元昭
-----	------

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 林利恵

書記 宮嶋友之

議事調査係長 太田智広

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田慎二

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成徹

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報化推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 安永明人

契約課長 村上光

行財政改革推進課長 久家勝行

管財課長 山本雅之

健幸・スポーツ課長 實藤和也

子育て支援課長 鈴木夏實

建築課長 外崎正剛

学校施設整備推進室主幹 山田哲史

